

史料紹介

三井大坂両替店記録における

天明の大坂および江戸打ちこわし関係史料について

岩田 浩太郎

はじめに

本稿は、三井大坂両替店が作成し、現在、財團法人三井文庫に保管されている「日記録」「永録」「後鑑」「聞書」の諸記録の中から、天明三年（一七八三）一月の大坂打ちこわし・天明七年（一七八七）五月の大坂打ちこわし・同年同月の大坂両替店の施行・同年同月の江戸打ちこわしに関する史料を紹介するものである。

大坂両替店は三井家の両替店一巻に所属し、両替店一巻を統轄した京両替店や江戸両替店と密接に連絡を取り合い、三都の営業状況・政治社会状況・風聞などの情報を交換し入手していた。そのために、大坂両替店の諸記録には大坂周辺に

とどまらず、京都・江戸の情報、更には各店が入手した全国各地の重要な情報が隨時記録されている。

大坂両替店では、入手した情報はその情報の性格に応じて、毎日の営業上の事件を書き留めた「日記録」を中心的に、抱屋敷に関する諸文書を書き留めた「永録」、町触等を書き留めた「御触帳」、特に重大な事件の風聞・聞書を記録した「聞書（帳）」、その他諸種の文書を書き留めた「後鑑」などに記録されたことが確認される。天明期の都市打ちこわしに関する情報についても、その事の重大性から各店は相互に刻々と報告しあつた。「日記録」「永録」「聞書」「後鑑」などの記載内容から、三井両替店一巻の把握した情報の内容やレベルがあきらかとなる。

1～4の各紹介文のなかで述べるよう、大坂両替店諸記録における天明の大坂・江戸打ちこわしの関係史料は、従来紹介されず、また一部を除き、これまでほとんど研究上活用されてこなかつた。新事実を含む貴重なものなので、以下において紹介したい。

1 天明三年二月大坂打ちこわし関係史料について

天明三年二月一日に、大坂で打ちこわしが起きた。大坂両替店の天明三年「日記録」（本四三）の同日の条には「一、今日八ツ時頃玉水町加嶋屋久右衛門居宅相済シ候 但委細後鑑ニ記有之候事」とあり、この事件の記録が専ら「後鑑」においてなされたことが知られる。史料1に「後鑑」（本三三八）に書き留められている関係史料を掲げた。「二月一日及び二三日に大坂両替店から京両替店・江戸両替店に宛てた事件の報告である。いずれも「聞（聴）書」と題されたもので、大坂市中の風聞をもとに大坂両替店がまとめたものである。

二月二日付の報告では、まず前日に起きた玉水町の米商加嶋屋久右衛門居宅打ちこわしの背景（米値高騰、綿不作→玉造辺の家業不振）・打ちこわしにいたる過程（橋々門々への張札による打ちこわしの予告、加嶋屋門前での童男の集合→飛躍→群衆状況の形成→打ちこわし）・打ちこわし勢と防ぎ方との争闘と鎮静化（打ちこわし勢による加嶋屋側の中仕・

垣外番人・手代の撃退、町内からの通報による役人の駆け付け→鎮静化）といった事件の流れが書かれている。そして、大坂両替店の者による二日朝の加嶋屋の被害状況に関する実地見分の報告が添えられている。この事件の関係史料としては既によく知られている摂陽奇觀の記事⁽¹⁾でも、打ちこわしの群衆状況形成に子供が役割を果たしたことなどは述べられており、この大坂両替店記録と符合する。

この報告で最も注目されるのは後段の部分である。加嶋屋久右衛門と共に、堂嶋新地一丁目の松安庄右衛門居宅が打ちこわしの対象とされた（結局、警備が厳重になされたため未然に終わつた）が、その理由は加嶋屋のように米穀を買占めたとされたからではなく、松安が「搗米屋株取⁽²⁾」を許され、搗米屋らより「株料取立」を行つていてることに対する「恨ミ」にあるとする風聞の存在を報告していることである。從来、摂陽奇觀の記事などにより、松安も加嶋屋と同様に米買占めをしていたため打ちこわしの対象とされたとする説が有力となつてゐるが、この報告では「米買メ之説者無之候」とはつきり米買占め説を否定しており、注目される。松安庄右衛門はよく知られるように、安永二年（一七七四）に三郷および町続在領の搗米屋駄壳屋株の差配を願い出て、許された人物である。出願の内容は、それまで株仲間ではなかつた搗米屋・駄壳屋の取締りを行うために株の設定と差配を行ひ、

「為差配料、壱株ニ付初年金百疋上納致し、月々一株より米壱升五合取集、其内より銀百枚宛冥加銀相納」めるとするものであつた。松安は以前より、御城米の払い下げを差配する御払下御用達（御城米御用達）を務めており、また堂嶋米仲買株のうち八三株を幕府より拝借しその貸付の差配を行つていた人物でもあつた。⁽⁴⁾ したがつて、当時、御城米払い下げ流通ルート（諸御藏→堂嶋米仲買→搗米屋・駄壳屋）を掌握し、株差配を通じて搗米屋・駄壳屋および堂嶋米仲買に対しても大な発言力を有した人物であったといえる。この報告では搗米屋らからの「株料取立」が松安に対する打ちこわしの意趣であつたとされているが、具体的には新規の株料徵収による米小売価格の高騰化ないし搗米屋らの株仲間化による小売独占化の弊害などがその理由として推測されよう。松安が打ちこわしの目標とされた理由として搗米屋駄壳屋株差配などの松安の立場が関係あるのではないかとする推測は岡本良一氏以来行われてきたが、そのことを具体的に関連づける史料は提示されてこなかつたといえる。その意味で本史料は、当時、松安の米穀流通機構上の地位と運営のあり方がまさに問題とされていたことを史料的に裏付ける報告として貴重であるといえる。

二月一二日の報告では、一日以後なお続いた大坂の緊迫した動静を伝えている。加嶋屋・松安の両名に対しては、以後

普請を行つたら「いつ／＼迄も潰シニ可參」などとする張札が所々に張られ、打ちこわしが一回性のものではないとする主張がなされている点が注目される。大造りな家作普請を以後も許さないという形での制裁の意図がそこに窺われる。

この報告で更に注目されるのは、加嶋屋・松安のほかに、「重立候米掛り之商人」や両替屋・錢屋、苦久も打ちこわしの目標とされたことが判明する点である。苦屋久兵衛は大坂への城米の回漕を請け負う廻船方御用達を務めるなど、米穀輸送に深く関与しており、そのあり方が問題とされたのである。

また、当時、大坂の錢相場は低落を続けており、米価高騰とあいまつて、錢を主貨とする都市下層民衆の購買力に大きな打撃を与えていた。錢相場の低落が明和五年（一七六八）の真鎰四文錢發行を画期として始まつたことに象徴されるように、その背景には銀相場の引き上げをはかる一連の幕府貨幣政策があつた。この真鎰四文錢の大増鑄について、中井信彦氏は「そのねらいが金銀に対する錢の価値の相対的な低下にあつたのは明らかであつて、それは、領主と利貸・問屋商人の利益を、民衆の犠牲の上に計ろうとする階級的性質を露骨に示すものであつた」と意義づけている。⁽⁶⁾ 両替屋・錢屋が打ちこわしの目標として設定された背景として、こうした田沼期の幕府貨幣政策とそれに対する憤懣が存在していたこと

を指摘できよう。天明三年大坂打ちこわしの意義を、米価高騰と同時に銭相場低落に対するものとして位置づけていく必要がある。本史料は、この点を具体的に裏付ける貴重な報告であるといえよう。

2 天明七年五月大坂打ちこわし関係史料について

天明七年（一七八七）五月に起きた大坂打ちこわしに関する情報を、大坂両替店は同年の「日記録」に記録する一方、その五月一二日の項で「其外委敷儀者聞書帳ニ留置」としているように、「聞書」で詳細な記録をしている。史料2に自宝暦十年至文化四年「聞書」（本一四四）に書き留められている関係史料を掲げた。また、史料3は天明七年「日記録」（本四六）の五月一日から六月一二日までの一ヶ月間の日々の記事の中から大坂・江戸打ちこわしおよび施行関係記録を抜粋したものである。天明七年「日記録」の最初の頁には「今未年改日之金銭米相庭并為替之景氣等此帳面へ相記、其外御屋敷方御勤向音物等何角可此帳面へ不況様委敷相記シ、万端此帳面ニ而事相分り候様可相記候事」と書かれており、天明七年から「日記録」の記載様式が改められたことがわかる。「大阪金銀米銭并為替日々相場表」（三井家編纂至、一九一六年）の金・銀・米・為替相場データが天明七年から存在するのも、この「日記録」における記載の充実化によるものである。

史料2は五月一二日に大坂両替店から京両替店・江戸両替店宛に出した報告、五月一二日の聞書・一三日の聞書、京・江戸などの動静や大坂での施行についての書留（記載日は不明、同年六月・七月・一〇月の記事も含まれている）、からなる。史料3は史料2とはほぼ同じ情報を毎日毎に列挙したものといえる。従来、同事件の関係史料としてよく活用されてきた尾濃葉栗見聞集・菊屋町文書・米商記録・八木浮鑑録・至享文記・垂裕明鑑抄・御仕置例類集・翁草などに比して、史料2・3は打ちこわしの展開過程や全体像を把握する上で貴重な諸事実が含まれているといえるものである。が、一部の利用を除いては充分に活用されてこなかつた。注目される諸点を以下に指摘しておきたい。

まず、天明七年大坂打ちこわしの展開過程についてである。「大阪市史」第一（大阪市、一九一一年）をはじめ、最近の「大阪府史」第六卷・近世編IIや「新修大阪市史」第四卷・近世IIでも五月一二日夜の天満伊勢町茶屋吉右衛門宅打ちこわしを発端としているが、そうではなく、騒動は町統在領から引き起こされ、三郷内の周縁地域における騒動の生起を経て、大坂三郷全体に広く展開していくという過程をとったこと

とがあきらかになることである。

すなわち、五月一〇日夜に木津・難波の者により木津村の米屋が打ちこわされた。⁸⁾翌一一日夜に天満伊勢町（天神裏門橋西詰北へ入）の米質商売・造酒屋茶屋吉右衛門が「米買置、此節米高直ニ付、過分利徳」を得たとする理由で打ちこわされた。この夜、天明三年の打ちこわしと同様に天満舟大工町の御城米御用達松安庄右衛門が打ちこわしの目標となつたが、与力同心衆の警固で難を免れたとある。また、同夜中に安治川辺の搗米屋六、七軒が打ちこわされたことが判明する。更に注目すべきは、同日に「玉造町々一統」が米価高騰による困窮の原因は米買占めをしている者が多數いるからであると役所へ訴え、その吟味を願い出ていたことがわかる。訴願の時間はあきらかではないが、玉造町々の訴願行動の方が同夜の茶屋吉右衛門ほかに対する打ちこわしに先行して実施されていた可能性が高いとみてよいだろう（玉造町々は翌一二日にも御救い訴願を実施したとあるが、その際に「銘々家屋敷」を差し上げることを交換条件に御救いの実施を要求した家持層がいたことは興味深い）。以上が史料2・3からあきらかとなる一〇一一日の動向である。天明七年大坂打ちこわしが一〇日夜の木津・難波などの町統在領での騒動を発端にしていること、⁹⁾一日から始まる大坂三郷における打ちこわしの展開においては、まず天満伊勢町や玉造町々・安治川

新地といった三郷内のそれぞれ北辺・東辺・西辺の周縁地域（在領隣接地域）における訴願や打ちこわしの動向が展開し、一二日の三郷全域における打ちこわしの展開の前提となつたこと、が注目される。木津・難波は三郷の南に隣接する周辺地域であり、それを加味するならば、一〇一一日の段階で三郷をとりまく四方の周辺・周縁地域から騒動が生起していくことが指摘できるのである（玉造町々は天明三年の際にも米価高騰と綿不作による家業不振の一重打撃をうけ、騒擾状況を形成した地域として注目されていたが（史料1）、天明七年も同様の役割を果たした地域として注目される）。

次に、大坂打ちこわしの目標・対象についてである。第1表は史料2・3をベースに、既知の史料で補足しながら、打ちこわしの事実がその日時を含めて史料的に確認できた事例（警護を固めたため打ちこわしを免れた事例を含む）を一覧にしたものである。第1図は、第1表の事例の地理的な位置の大体の概略をつかむために作成した関係図である。一二日朝からの打ちこわしでは、上町・北船場・南船場・島之内・天満・堂嶋新地・堀江新地・道頓堀西半沿岸で打ちこわしが起きていることが確認できる。從来必ずしも論証されていなかつたが、ほぼ大坂三郷全域に打ちこわしが展開したことが指摘できるといえよう。¹⁰⁾

第1表の営業種類の欄を検討すると、まず米穀関係の商人

第1表 天明7年5月大坂打ちこわしの対象（日時が確認されるもの）

日 時	場 所	営業種類	名前及び軒数	打毀し の有無	出 所	仮 番
10日夜	木津村	米屋	五兵衛	○	I II III	1
11日夜	天満伊勢町	酒質商売	茶屋吉右衛門	○	I II III	2
〃夜	天満舟大工町	御城米御用達	松安庄右衛門	×	I II	3
〃夜	安治川辺	搗米屋	6~7軒	○	I II	4
	高麗橋一丁目		川田屋仁兵衛	○	III	5
12日朝	西横堀淡路町角	米商売	伊勢屋宗助	○	I II III	6
〃朝	吳服橋東へ入	搗米屋	ふしや七兵衛	○	I II	7
〃朝	四軒町	両替	平野屋仁兵衛	○	I II	8
〃朝	塩町三休橋東へ入	古手商売	小橋屋喜兵衛	○	I II III	
〃朝	〃	〃	小橋屋本家	○	I II III	9
〃朝	〃	〃	小橋屋別家 2軒	○	I II III	
〃朝	御堂筋角	吳服	小橋屋吳服店	×*	I II VI	10
〃朝	内平野町	両替	米屋平右衛門	×	I II	11
〃	堂島中三丁目		播磨屋仁兵衛	×	I II	12
〃	幸橋筋北へ入	木葉屋	土佐屋新七	○	I II	13
〃	戎町	米問屋	食次郎左衛門店	○	I II	14
〃	大黒町	〃	三田屋太右衛門	○	I II	15
〃	瓶橋西へ入	〃	志布志屋弥三郎	○	I II	16
〃	道頓堀大和橋		伊勢屋利八	○	III	17
〃 昼	菊屋町	搗米商売	中道屋六兵衛	○	IV	
〃 昼	〃	〃	小郡屋六兵衛	○	IV	18
〃	天満一丁目		姫路屋藤兵衛	○	V	

出所) I 自宝暦十年至文化四年「聞書」(三井文庫所蔵史料 本144)

II 天明七年「日記録」(三井文庫所蔵史料 本46)

III 尾濃葉栗見聞集

IV 菊屋町文書

V 御仕置例類集

VI 見聞録

注) *御堂筋角(御堂前)の小橋屋吳服店は、I IIでは警護を固めていたので打ちこわしを免れたとしている。しかし、VIでは打ちこわされたとある。



第1図 天明7年5月大坂打ちこわし関係図

- 注) 1. 図中の番号は、第1表の仮番号と対応する。
2. 本図は、『日本の近世』第9巻（中央公論社、1992年）364ページの図を利用して作成した。

が多いことが指摘できる。仮番号14～16については「米買持居候」＝米買占めをおこなつて居たことが打ちこわしの理由とされたことが確認できる。8・9・10・11・13のように米穀関係以外の商人も打ちこわしの目標とされたが、このうち十人両替の平野屋仁兵衛については、「別家手代平野屋嘉右衛門」が「浜方引請両替」を行ひ米穀売買金融に関与していいたため、打ちこわしの目標とされたことがわかる。また、小橋屋は「米買致シ利徳得候」という理由で目標とされた。土佐屋も「兵庫ニ米買持居候」の理由で打ちこわされた。いずれも米穀売買への関与のあり方が問題とされたことがわかること。

勿論、第1表に掲載された者は打ちこわし被害者のごく一部にすぎない。表のうち、菊屋町文書・御仕置例類集から確認できた18・19を除いた他の事例は、その打ちこわしが當時大坂で評判をよんだために特に諸記録に記録されたのだと考えられよう。表に掲載された者のはかに、どれだけの町屋が打ちこわされたのか、正確な数字は史料的にあきらかにしない。史料2では「其外所々米屋之内打こわし候所も在之候由二御座候得共、委細者相知かたく候」とあり、また史料4に掲げた「永録」では「翌十二日者諸方米屋其外數十ヶ所打崩し」としており、大坂両替店においても正確な被害軒数を把握できていない。米商記録では「大坂米屋又は米商、豪家

所々數十軒」とあり、尾濃葉栗見聞集では「大坂中米屋分百八十軒」が打ちこわされたと記録されている。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

史料2・3は更に、大坂打ちこわしの行動様式についても記述している。まず第1表の者たちに対する打ちこわしの具体相があきらかとなる記述としては、「家作諸道具共不残打潰し候」(仮番号1)・「店格子打こわし、金銀諸道具并土蔵之内米俵など堀川へ投げ込み」(2)・「家内諸道具打こわし、川へ投げ候」(4)・「両家諸道具打こわし、帳面など横堀川へ投げ申候」(6・7)・「店諸道具打こわし、金銀大道へ時ちらし帳面等引裂キ申候」(8)・「何れも家内諸道具打潰シ、古手物餘多引裂大ニ破却いたし候」(9)がある。家屋の破壊・諸道具の破壊が打ちこわしの内容として一般的にみられる。また、金銀・諸道具・米俵・帳面などを川に投げ込む行為や帳面・商品(古手物)を引き裂く行為が行われていることが注目される。第1図と対応させながら個々の記述に注目していくと、堀・川に近接する地域の打ちこわし(2・4・6・7)ではいずれも堀・川への米などの投棄の行為が確認でき、当該地域における打ちこわしの行動様式として一般性をもつものとして指摘できるのではないかと考える。同年同月の江戸打ちこわしでも、米や商品(木綿など)を堀・川や井戸に投げ込む行為や店の諸道具・帳面を破却する行為はひろく行われた。⁽¹³⁾この行為の意味は、不当に貯えた財貨・商品

を破棄することでその商家に社会的制裁を加えることにあつたといえるだろう。店の諸道具・商品・帳面の破却の行為も、不正な営業の否定・制裁の意義をもつていたと考えられる。

五月一二日の昼以降は米屋（特に搗米屋）に対する押買の行動が一般的に展開した。史料2によれば「今昼前迄者前書之通所々打潰シ申候而已ニ御座候處、昼頃より都米屋之分へ大勢罷越、五十銭百銭を出し米五六升或壱二斗も押買いたし」と、一二日昼までは打ちこわしが中心であったのが、以後は米屋に対する押買の行動が展開するようになつたことがあきらかとなる。この一二日昼を境として打ちこわし→押買と展開した民衆の行動のあり方は、米商記録の「今日五ツ時より西横堀より塩町辺方々と崩し歩行大騒動、昼後より米屋々々へ百文ニ武升、三升ツ、押壳を乞」とする記述とも符合し、裏付けが得られる。一二日は朝から打ちこわしが行われ、西横堀から塩町辺へ展開したとする記述は第1表とも符合する。また、表の多くが一二日昼までの事例であることも、昼からは打ちこわしから押買へと民衆の行動様式の主流が移行したことの結果であつたとみることもできよう。

押買の実態については「米屋ニ面百銭ニ武升三升宛理不尽ニ買取、売不申時者打こぼち可申など罵り」（史料3、五一二日の項、以下5/12と略す）と記録されている。押買の展開に対して出された町触では「米屋共店へ罷越、時之相場

ニも不引当纔之償ニて買請可申旨、理不盡之儀を申、米不壳渡候へハ狼藉ニおよび候趣ニ相聞得、押買之仕方不届」（五月一二日申上刻）・「昨日搗米屋方江多人數押寄、少分之価を以押而米買取、不承知之者ハ多分家宅打損、不届之至ニ候」（一三日夜戌上刻）とその内容を書き記し、禁止している。^[14]

これらから、押買とは、打ちこわしの強制力により米屋に対して米の安売りを強要する行動様式であつたことがあきらかとなる。^[15]また、押買の主な対象が搗米屋であつたこともあきらかとなる。搗米屋に対する打ちこわしをするぞと罵ることが押買を実現するうえで効果をあげえたのは、一二日昼までの打ちこわしの展開が三郷の搗米屋に知れ渡っていたからである。その意味では、第1表をはじめとする一二日昼までの打ちこわしは、三郷の各地域で押買を成功させるための威嚇として位置づいていたと考えられる。また、一二日までに打ちこわしは「米買メなどいたし候段申触し徒党いたし候而所々目立候分を打潰シ申候趣ニ相聞得申候」（史料2）と書かれたように、米価暴騰の原因を作つた元凶として特に「目立」つた者に對して象徴的な意味づけを帶びておこなわれたものであつたと考えられよう。

打ちこわし→押買（→拒否すれば打ちこわし）という民衆の行動様式の展開過程は、江戸打ちこわしでも同様にみられた。江戸ではその前提に、脊屋米屋に対する相対→喧嘩口論の

展開があつた。春米屋と買い手の対立点は、小売価格の高騰化・販売量の固定化・掛売りの停止→現金売り=即時払いへの限定という、販売のあり方全般（価格・販売量・支払い方法）に關わる諸点であつたことが確認される。¹⁶ 大坂でも掛売りの停止→現銀売り=即時払いへの限定をはじめ搗米屋と買い手の売買のあり方をめぐる対立が顕在化し、相対→喧嘩口論が展開していたことが指摘できる。すなわち、「右騒立候意趣者、米穀高直ニ付米屋共申合、当五月節前売掛銀請取候上、当節句後迄一切売掛不致、現銀ならてハ壳不申段申固メ之由、身軽者ハ自元現銀買相成かたく候故、当節前ニも米屋へ者第一ニ払をいたし、此末掛賣いたし吳候様ニと出精いたし候處、右之通米や申候候ニ付、大ニ恨を含候由」（史料2）とする記述が注目される（同主旨の記録は史料4にも見られる）。通常は掛売りをおこなつていた大坂三郷の搗米屋が、仲間で申し合わせて、天明七年五月の節句以降掛売りを停止し、現銀売りのみとしたことがあきらかである。この搗米屋仲間の小売方法の変更は、日頃掛売りを頼みとしながら家計のやりくりをしていた「身軽者」下層民衆にとっては打撃となつた。彼らが搗米屋への支払いを第一にして今後も掛けられがなされることを願つたにもかかわらず、搗米屋がそれを無視し、現銀売りにふみきつたことが騒擾形成の理由だといふのである。「身軽者」にとつて米穀高騰期には掛けりはな

第2表 菊屋町中道屋六兵衛
打ちこわし被害一覧

品名	数量
損道具	9枚
仏壇小道具共	14
障子	1
鴨居	1
米桶	2枚
表1間半上ケ店	1
帳簿筈	1
押込	1
戸棚	1
千石通シ	1
店襖	1
紛失もの	200匁程
銀	4斗程
白米	4斗程

出所) 未五月十二日「菊屋町中道屋六兵衛居宅損道具書」(大阪府立中之島図書館所蔵、菊屋町文書)

おさら希求されていたといえよう。

一二日昼までの打ちこわし被害者の中には搗米屋も含まれている。先に引用した打ちこわしの具体相の中の仮番号4・7の記述が搗米屋に対する打ちこわしの事例であり、諸道具や帳面の破却や川への投棄が蜂起民衆によつてなされたことが確認される。一二日昼九ツ時に打ちこわされた菊屋町の搗米屋中道屋六兵衛は、第2表のように米桶・帳簿筈・千石通しをはじめとした「店廻り商売諸道具」を打ちこわされ「商売難相成」という状況に追い込まれてゐることが確認される。節季を勘定の時期とした掛けりを当然としていた民衆の日常慣行を無視して、人々を飢渴に追い込んだ搗米屋仲間の中で特に「目立つた者に対する打ちこわしが、諸道具・帳面の破却によるその営業の否定=制裁を内容としたものであつたことがあきらかとなる。

搗米屋仲間が現銀売りに踏み切った背景には、貨幣相場の変動がある（また、後述するように大坂市中の融通銀高減少にともなう金融閉塞の進展がある）。1で述べた田沼期の幕府貨幣政策の影響により、銀相場の高騰・銭相場の下落が進行し、打ちこわしの起きた天明七年五月一日には銭一貫文に付き銀八匁八分八九厘にまで銭相場は下落した（史料3）。同年五月節句前（一日～四日）の銭相場は八匁九分台を推移しており、同年正月の初相場が九匁五分五八厘であったのと比較してあきらかなように、天明七年に入つて銭下落は一層進展したといえる。この動向は、銭を日常購買における主貨としていた民衆にとっては購買力の減退と生計圧迫の進展に結果し、また米価騰貴の影響を流通過程（米卸相場＝銀値段→米小売値段＝銭値段）において倍加するものとなつた¹⁷。疲弊した民衆の搗米屋に対する米の代金支払いについては、先述したように「米屋へ者第一ニ払」をするという努力がなされたが、節句時に完済できず滞納となつた人々も多く出たのである。そのために、搗米屋仲間が代金回収の遅延が見込まれる掛けりを避け、現銀売り＝即時払いに限る商売に切り替えたのだと考えられる。銀高・銭安→米価高騰の影響の拡大→民衆の疲弊→代金支払いの遅延化→搗米屋仲間による掛けり停止＝現銀売りへの切り替え、という一連の過程は、民衆の零細な生計を破綻に追い込む過程そのものであ

つたといえよう。このように、天明七年大坂打ちこわしの経済的背景として、米価高騰とともに、大坂銀相場引き上げを企図した幕府貨幣政策の矛盾とその影響を指摘することが極めて重要であるといえる。

近隣の堺では一二日夜に米穀関係の商人三〇軒の打ちこわしが起きた。五月一三日の朝からは、押買の行動が天王寺村・木津村・難波村・平野辺の町続在領へも波及した（史料2・3）。大坂三郷では押買を恐れた「搗米屋一統」が米壳り切れの張札を出し休店したために、「尼崎其外近在」へ米麦を買いに行く動向がみられたことが確認される。町続在領が発端となつて大坂三郷へ導入された騒動が三郷を席捲した後、再び町続在領および堺・尼崎など近在都市・市場へ伝播・波及していくたプロセスがあきらかとなる。

京都の動静に関しては、京都町人近江屋（南宮）忠成による大規模な米穀買占めや米屋の買占めがおこなわれ、それらの者に對して打ちこわしをおこなうとする沙汰が出回つたこと、しかし、「儀勢」のみで実行されず、民衆の行動は禁裏築地への百度参りへと転回していくこと、が書き留められている（史料2）。

町触の布達や町奉行所の捕縛活動の展開、町々における番人の設置により、大坂三郷では一三日には騒動はほん鎮静化に向かい、困窮者に對する町々の施行の実施へと局面は展開

していった（施行記録については、3で紹介する）。一二日の堂鳴の米相場立会いは一時行われたが、打ちこわし・押買の高揚により「即時ニ潰」れ、翌一三日も米相場立会いは開催できなかつた。また、騒動により、道頓堀芝居や「所々芝居」、手品や曲芸を演じた放下師の類も「一統相休」む事態に追い込まれたことが知られる。更に、苦屋久兵衛が自己所有の廻船七艘・小家一〇ヶ所を担保として大坂両替店に借銀を願い出た記事（史料3、5／15）にあるように、「此節市中騒動彼是之時節ニ一向銀子出方無御座」と市中の金融閉塞が深刻化していったことがあきらかとなる。これに対しても大坂両替店も「何分銀子逼迫」を理由に断わっている。苦屋

五九夕二～三夕まで上昇、5／29）。

五月二四日に浜方年行司は幕府（大坂町奉行・東御役所）より大坂在米のうち三万五〇〇〇石の買米を命ぜられた。既に『大阪市史』もふれているように、この江戸の危機打開策のための買米（→江戸への廻米）策の実現のために、幕府は大坂三郷に対し翌二五日に米穀他所積禁止・市中取続方心得・大坂在米調査に関する三つの町触を出し、買上げ石高の確保に努めている。大坂両替店は幕府の買米代銀支払いによる市中の融通銀高の増大などに関心があつたこともあって、この一件の経過を「日記録」に書き留めている。浜方年行司は当初、大坂有米の払底化を理由に三万五〇〇〇石の買上げを断わり、一万石のみ引き請けた。加州米・津軽米・新発田米の買付けにより一万石を買い調べたところで、幕府に残り二万五〇〇〇石の買上げを命ぜられ、浜方年行司の努力でそのうちの一万二〇〇〇石の買付けには成功したが、残りの一万三〇〇〇石の買付けは難行を極め、結局実現しなかつた経緯があきらかとなる。一万石の買米代銀は二九日に幕府より支払われている（5／29）。

えた。

また、五月二〇日からの江戸打ちこわしの勃発により、江戸一上方間の為替取組みが暫く停止となつた（江戸為替方両

五月二十八・二十九日は米相場立会いが開催されず、また買米の影響もあって「浜方二者一向米無之」という状況となり、米に代わって小麦・大豆の商いが少々おこなわれるばかりとなつた。そのため休店する搗米屋が多く、「此末如何可有之哉」と不安におののく噂のみがひろまり、大坂打ちこわしから半月余りがたつた時点でなお騒動が再燃する危険性があつたといえる。五月末、大坂の米穀市場としての機能低下は目を覆うばかりとなつていたといえよう。

結局、五月二九日夜に大坂町奉行は、二万五〇〇〇石の買米を「暫御見合」わせる旨を浜方年行司に伝えた。既に買い調べていた一万二〇〇〇石については三分の一は勝手次第に売却し、三分の二は当分の間、浜方で保管しておくように指示している（**6**／1）。この措置により、「今朝者少々浜方相ゆるみ世上共先安氣之筋ニ相聞得申候」と、大坂の米穀払底の危機の回避がはかられていたことがあきらかになる。

大坂在米調査の進展にともない、尾張・紀伊・姫路などの諸藩は約一万石を押さえているとする噂などがひろまつた。

打ちこわされた茶屋吉右衛門は実は薩州赤米や雑穀を合計三四〇石所持しており、同じく小橋屋喜兵衛は「買持米余程在之」、騒動後に追々売却したが、當時なお三〇〇〇石（四〇〇〇石所持している、とする噂が立つたことは注目される。二人は調査の当初には買持米を隠していたために、罰せられ、

町預かりとされたことも知られる（**5**／29）。二人に対する打ちこわしが根拠のないものではなかつたことが、後日の在米調査の過程で明白となり、大坂三郷で話題となり流布していつたことが「日記録」の記述からあきらかになるのである。

最後に、大坂両替店は天明七年の抱屋敷に対する施行記録を安永六年（一七七七）「永録」の中に「天明丁未年五月施行記」と題して収載している（史料4）。ここでは同年の大坂米価高騰の原因に関する記述の部分に詳説しておきたい。

史料4では原因として、①連年の天明凶作による米価変動（天明一・三年の凶作による高値→天明四・五年の「秋作大概出来」による「少々下直」）、②天明六年の「秋関東筋出水大損毛其外諸国共作毛不熟」による米価高値、③天明七年正月の幕府による大坂での一万石の買米（→江戸へ廻米）、④天明七年五月節句後における建物米の肥後米から加賀米への変更による「弥高直」、⑤五月節句後ににおける「随分下米」が増加したことによる「未曾有之高直」、をあげてある。こそこでは④⑤に注目したい。

④について。五月節句後の七日は通例、堂鳴の米取引の標準となる銘柄米¹¹建物米が代わる時期であり、この端境期の建物米として加賀米が選ばれたことがわかる。史料4では、加賀米が建物米に選ばれたのは「二十余ヶ年已前より今年迄」無く、「此節外米甚無数故」に選ばれたのであるとする説を

採録している⁽²⁰⁾。加賀藩は大坂藩債銀高の返済のためにいわゆる飢餓移出の形で大坂廻米を実施していたが、大坂米価の低滯の持続化にともない方針を転換し、明和・安永期には大坂廻米を減少し、地払いや諸国の有利な市場での藩米売却を実施していた。藩債銀高の多さのために藏屋敷が発行する米切手の信用が低下していたうえに大坂廻米高が減少したために、加賀米は建物米に選ばれることはなくなつてきていたのである⁽²¹⁾。加賀藩だけでなく諸藩の中期藩政改革では大坂市場からの離脱を志向するものが多く⁽²²⁾た。天明七年からふたたび加賀米がほぼ恒常に建物米に選ばれるようになるが、その背景として天明六年の政変による加賀藩政の再転換を指摘することができる。ただでさえ端境期は米価が高騰しがちな時期であるが故に、建物米となる銘柄は安定した流通量と取引の信用があるものが選ばれるのが望ましい。しかし、「此節外米甚無数故」に、大坂廻米量をふたたび増大させた加賀米に頼らざるをえなく、またその廻米量は決して充分ではなく

(天明七年・五万石、天明歳中寛政歳中記録)、かつ取引信用も回復していかなかったために米価高騰に拍車をかける役割を果してしまつたのが現実であったといえよう。この建物米交代劇から、諸藩の廻米政策の動向に左右される大坂米穀市場の供給基盤の変質の実態が浮かび上がつてくるといえる。

⑤について。天明七年五月節句後における大坂市場から江戸市場への下り米流通の増加の要因を考える際に、幕府が江戸で発令した米穀売買勝手令は重要であると思われる。すなわち、五月九日に天明期における三度目の米穀売買勝手令が発令され、「問屋之定」を崩し、下り米問屋・仲買以外の「素人」が下り米を直買⁽²³⁾いすることが許可された。既に、天明四年正月と天明六年九月の二度にわたって米穀売買勝手令を発令していた。その結果、あらたな下り米流通のネットワークは多様に形成され、地域間価格差を利用した米穀商売をもくろむ多数の商業資本の活動が展開していく⁽²⁴⁾。五月九日の米穀売買勝手令発令下における下り米流通の更なる活発化を窺わせる史料として、史料4の節句後における「随分下米」の増加の記述は注目されるのである。

3 天明七年五月大坂両替店の施行記録について

天明七年大坂打ちこわし後の三井大坂両替店および大坂三郷の町々の施行については、「聞書」(史料2)に「委細儀ハ永録ニ留置」とあるように、安永六年(一七七七)「永録」の中の「天明丁未年五月施行記」(史料4)にまとまつた記録がある。また、天明七年「日記録」(史料3)にも日々の

施行動向に関する記事が書き留められている。

天明七年五月当時、大坂両替店が管理していた抱屋敷の所在地は後掲の第3表に見られる通りである。当時、大坂両替

店の抱屋敷は三つの群からなっていたことがあきらかとなる。「元方持抱屋敷」は大元方持の抱屋敷で大坂両替店が管理を任された抱屋敷群である。「御持分抱屋敷」は、安永三年（一七七四）の持分けにより大元方持から両替店持に変更された抱屋敷群のことと、後の寛政一致（寛政九年）によつて再び大元方持となる。「大坂店持抱屋敷」は大坂両替店持の抱屋敷群のことであり、大坂両替店の家質抵当が流れ込む形で集積されたものである。「元方持抱屋敷」「御持分抱屋敷」

が北船場と西船場東北部という場所柄の良い地域に集中しているのに対し、「大坂店持抱屋敷」は北船場にも存在するが多くは西船場に散在している傾向にあることが指摘できる。
打ちこわしが高揚した天明七年五月一二日夜、「困窮人之

有無一町限今晚中二も相糺、実々貯米等無之買方差支候もの者町内ぢ手当致遣、此上^(續)強立不申様取斗可申事」とする町触が出され、翌一三日早朝に抱屋敷が所在する町々にも廻った（天明三年一月「御觸帳」、本二九八）。町触を契機として、確認されるだけでも江戸堀二丁目・麿町・江戸堀一丁目・梶木町・高麗橋三丁目・堂嶋一丁目・四郎兵衛町・斎藤町・玉水町で話合いがもたれ、一三日のうちに各町の抱屋敷の家守

や丁代が各町の対応について大坂両替店に続々と報告をおこなつてゐる（史料3、5／13）。以下各町毎に対応のあり方をまとめてみよう。

江戸堀二丁目 五月一三日の家守金房孫一の報告によれば、町で米を買い、「実々困窮之者」へ人別に応じて米一升・代銭一〇〇文の安値で売り、購入金と売代金の差額（損銀）については町中軒役で割り付け負担することを決めた。

麹町 五月一三日に、町で米を買い、困窮者へ米一升・代銭は時の相場で売り、損銀については町中軒役で割り付け負担することを決めた（江戸堀二丁目と同じ金房孫一の報告と思われる）。

江戸堀一丁目 五月一三日の家守中嶋屋太助の報告によれば、町で米を買い、困窮者へ米一升・代銀は一匁二分の安値で売り、損銀については町中軒役で割り付け負担することを決めた。

梶木町 五月一三日の家守辻井助右衛門の報告によれば、家持は壳役につき一日白米一升づつを会所に持ち寄り積み立てること、その米を一升・代銭一二〇文の安値で売り、後日に代銭を家持に割り戻すことを決めた。辻井助右衛門は壳役分の白米を日々会所へ出さなければいけないが、白米の貯えがないので大坂両替店に対して白米の支給を求め、大坂両替店は一三・一四日分として米四升を渡した。

高麗橋三丁目 五月一三日に大坂両替店家方役山中半兵衛

が「当町内」¹¹ 大坂両替店のある高麗橋三丁目の相談に参加した。その報告によれば、町内には格別の困窮者はいないが、毫軒役について白米二升づつを会所へ集め積み立てておくことと、万一困窮者が出了場合には家主が糺したうえ町内へ申し出て「近辺格合」の値段で売り渡すことを決めた（5／13）。

一四日に四軒役分の白米八升を山中半兵衛が会所の月行事に渡し、請取書を貰った（5／14）。

堂嶋一丁目 五月一三日の家守長浜屋小兵衛の報告によれば、町内には格別の困窮者はいないが、「近辺格合」もあるので町中一統で相談し、新発田米一石を買ひ白米に搗いて貯え用意しておくこと、困窮者が出了場合には近辺と同様の値段で売り渡し、購入金と売代金の差額（失脚）については後日役数に割り付け負担することを決めた。

四郎兵衛町 一町一屋敷（町のすべてが大坂両替店の抱屋敷）である四郎兵衛町の場合、五月一三日に（支配人・家守笠屋五郎兵衛の代理人として）丁代吉兵衛が大坂両替店に要求に來た。その主旨は、裏借屋の中に二〇～三〇軒の困窮者がおり、津輕米を白米にして一升・代銭一〇文位の安値で売り渡し、その費用については後日に大坂両替店より支出してほしい、とするものであったので、大坂両替店はその旨を聞き届けた（5／13）。一四・一五日に町内借屋へ手当米を売り

渡した（一五日に打ち切る）。売り渡しにあたっては、大坂

両替店からも立会人を派遣した（5／14、15）。

斎藤町・玉水町 斎藤町・玉水町の各抱屋敷家守の報告によれば、近辺の江戸堀一丁目と同様の対応をすることを決めた。

五月一六日に身元宣者による施行を奨励する町触が出、更に一八日には惣会所からも施行を行うので身元宣者や町々から惣会所へ金銭を差し出すことを奨励する町触が出された。

翌一九日には惣会所からの施行実施のための困窮者書き上げが町々に命ぜられている。そして、二二日に惣会所から困窮人竈一軒につき錢一〇〇文づつの割合で各町年寄・丁代へ施行錢が渡された。しかし、困窮人�数が予想以上に多く、そのため施行錢の「御割方甚少分」となってしまったので、再度、極々困窮者を対象に施行を実施するので、その人別書き上げを二五日までに実施するようとに町々は命ぜられている（5／22）。そして、極々困窮者を対象とした惣会所の施行は竈一軒につき一〇〇文・人別一人につき一四八文づつの割合として二八日に実施された（5／28）。大坂両替店はこれらの町触を「御触帳」に書き留めると同時に、抱屋敷のある町をはじめ近隣町々の対応に関する情報を「日記録」に逐次書き留めている（5／19、21、22、26、28）。この惣会所から二度にわたる施行において大坂両替店抱屋敷の居住者がど

れだけ対象となつたのかは管見の範囲では不明である。町から惣会所へ差し出した施行錢を軒役割で負担したことについては、斎藤町の抱屋敷の例が確認される（史料4、後掲第3表参照）。

一三日からの抱屋敷の所在する各町の施行および一八日以降の惣会所の施行とは別に、大坂両替店は独自に抱屋敷の借屋に対し施行をおこなつてゐる。「日記録」（史料3）によれば、町々の施行・身元宣者の施行のほか、「借屋有之者」¹¹町屋敷経営をおこなつてゐる者の借屋への施行が大坂三郷で広汎に実施されている動向をふまえて、大坂両替店でも「当地抱屋敷借屋之内困窮之者」へ施行を実施することを京都の許可も得て決定し、二八日に各抱屋敷家守を呼び寄せ、書付でその旨を伝えたがあきらかとなる（5／28）。その書付（口上之覚）は、施行の支給方法について、各借屋家族の人数には多寡があるため家別（軒別）で金錢を割合つては不平等となつてしまふので人別を基準にすること、一人前錢二〇〇文を原則とすること、必ず支給するということではなく「向方」¹²借屋から希望が出た場合に限り家守の判断で錢二〇〇文を基準に「勝手次第」に施すこと、とするものであつた（5／29）。興味深いことに、この書付の主旨は、手渡されたその場で家守たちから異論が出たことによって修正されている。すなわち、一人別錢二〇〇文という支給方法は

「御尤」だが、他家による借屋への施行では軒別の方法が多くとられており、軒別の方が「外並」に応じてゐるので「借屋中之請」が良いとする意見が多く家の家守から出されたのである。また、既に「町内家守中」による「申定」が出来ており、人別の支給方法は実施しにくいと言う家守もいた。その結果、大坂両替店は方針を転換し、軒別で錢一〇〇文を基準とする支給方法を決定するにいたつたことが確認されるのである（5／29）。「一九日より「追々借屋中」へ」施行が実施された。六月一日には梶木町の抱屋敷借屋中の惣名代として河内屋喜兵衛という借屋人が施行の御礼の挨拶のために来店しており（6／2）、また、「日記録」の六月六日の項には「惣借屋中江者先日より追々施行いたし相済申候」とあることから（6／6）、ほぼ六月初めの数日のうちに抱屋敷借屋への施行は完了したと思われる。²⁷ここで「惣借屋中」とあるように、実際の施行は困窮者を選別せずに、全借屋を対象とした形で実施されていったと思われる。

史料4では、この抱屋敷借屋に対する施行の決定について、時節柄出費がかさみ、更に「町々割」（抱屋敷が所在する町による施行錢の軒役割による負担）もあり、その上「別段」に施行をおこなうのは「意劫」だが、「外々一統施行」をしており、また「此方借屋之内ニも彼是取沙汰」する動向があるので「不得止事」と京都に伺いを立てて決定したと記述し

第3表 天明7年三井大坂両替店施行負担内訳一覧

①抱屋敷関係 抱屋敷所在	a 町中 b 施行費割	b 手当米割	c 家守へ心付	d 借屋へ施行費／軒別費高
元方持抱屋敷 高麗橋一丁目 南側	4 軒役 2 軒役	50.40匁 25.20		7.04匁
本駄町	1 軒役	9.00		
高麗橋一丁目 北側	2 軒役	25.20	7.04	
同八百屋町 角屋敷		24.91	14.08	14軒 126.70匁／軒別 1000文
同本店隣屋敷 同北側	1.5軒役	18.69		7軒 58.82 ／ 6 軒 1000 1軒 500
玉水町			19.30匁	22軒 198.66 ／ 軒別 1000
京町堀四丁目		101.37*1	17.20*2	66軒 610.64 ／ 軒別 1000
備後町四丁目		91.00	7.04	
元方持抱屋敷	〆 銀1貫	426.36匁	I	
御持分抱屋敷 高麗橋三丁目		54.90匁	10.20匁	
平野町一丁目		54.30	14.07匁	13軒 117.65匁／軒別 1000文
江戸堀二丁目		150.30	19.50	14.07 43軒 388.29 ／ 軒別 1000
麿町	182.00 4.80*3			14軒 126.42 ／ 軒別 1000

齋藤町	224.50 惣会所へ 18.06 * 4	18.24	14.07	85軒 767.55 ／軒別 1000
梶木町	91.00 71.26 * 5	6.80	7.04	10軒 90.50 ／軒別 1000
<hr/>				
御持分抱屋敷 φ	銀 2 貫 445.52匁	II		
大坂店持抱屋敷				
白髪町	23.51匁	14.08匁	26軒 70.20匁 ／軒別 300文	
本天満町	13.03	7.04		
奈良屋町	45.00 19.80 * 6	14.08	19軒 119.70 ／軒別 700	
山本町		14.08	9軒 80.82 ／軒別 1000	
古手町	45.50 20.68 * 6	14.08	14軒 126.70 ／軒別 1000	
江戸堀一丁目	145.60	12.55	14.08 16軒 144.80 ／軒別 1000	
高麗橋三丁目	18.30	3.60		
堂島一丁目	52.18	91.62	7.04 14軒 126.70 ／軒別 1000	
四郎兵衛町	240.00 * 7 70.38 * 8		86軒 617.82 ／軒別 800	
伏見町	9.10		2軒 18.20 ／軒別 1000	
大坂店持抱屋敷 φ	銀 2 貫 220.26匁	III		
②新田下百姓施行	φ 銀 824.65匁	IV		

第3表（つづき）

③当店出入方施行	出入り方7人 (藤兵衛・又兵衛・平兵衛・幸七・七兵衛・卯兵衛・儀兵衛)	／人別 2000文
總施行高	合銀 1貫24.69匁	I + II + III + IV + V

(出所) 安永六年正月「永録」(三井文庫所蔵史料 本118)

数値は、断別錢高を除いて銀匁に換算してある。

(註) * 1 「因窮入手当米徵并施行義割」。

* 2 家守2人分である。

* 3 丁代下役への合力銀の町中割。

* 4 藤町より總会所へ差し出した施行銀割。

* 5 丁代・同加役・妻結1人・垣外番2人への合力。

* 6 丁代・下役2人・垣外番1人への合力。

* 7 「手当米徵且至而困窮之もの并丁代下役番人等へ合力米代」。

* 8 支配人・丁代下役への心付。

てゐる。大坂両替店としては、借屋への施行は自己の能動性において実施したというよりも周囲の状況および借屋の要求に押されて止むおえず実施したというのが本音であった。

第3表は史料4にある書き上げをもとに、天明七年五一六月に大坂両替店がおこなった施行の負担内訳を一覧にしたものである。大坂両替店が実施した施行は①抱屋敷関係、②新田下百姓関係、③店出入方関係、の大きく三つに分類できる。①はこれまで述べてきた動向を基本的な内容とするもので、その具体的な経費負担は、a 抱屋敷が所在する町による施行

錢の軒役割による負担 (丁代・下役などへの合力錢の町中割を含む)、b 同じく町による手当米の軒役割による負担、c 家守への合力金錢、d 抱屋敷借屋に対する施行錢、からなる。

②は河内国若江郡菱屋東新田・中新田および淡江郡菱屋西新田の百姓 (他村からの入作百姓を除く) に対する施行であり、③は店出入りの藤兵衛はじめ七人の者に対する合力である。③については、出入りの者から「合力之願等」は出ていないが天明四年に合力をおこなった経験に照らして実施したといふ経緯があきらかとなる (史料3、6／6)。

抱屋敷関係の施行合計銀高六〇九二・一四匁（I+II+III）は惣施行高の八六・七パーセントにのぼり、全体の中で中心的な位置を占めたことが明瞭である。その内訳を検討すると、「借屋へ施行錢」（①d）の合計銀高三七九〇・一七匁が抱屋敷関係の施行合計銀高に占める割合は六二・二パーセントとなり、この経費負担が大きかったことがあきらかとなる。第3表から、大坂両替店は合計三八二軒の借屋に対しても施行をおこなっていることがあきらかであり、なかでも、西船場の京町堀四丁目・江戸堀二丁目・斎藤町および道頓堀川西半沿岸の四郎兵衛町の借屋が多数にのぼっていることが指摘できる。また、「町中5施行錢割」「手当米割」（①aとb）の合計銀高二二五七・二三匁は抱屋敷関係の施行合計銀高の三七・〇パーセントにのぼり、抱屋敷の所在する町による施行に関する三井の負担が無視しえない一定の位置を占めていることも指摘できよう。²⁸⁾

三都における三井の施行については吉田伸之氏の研究がある。²⁹⁾吉田氏はその研究の中で、天明七年の大坂における三井の施行について全く指摘をおこなっていないが、これまで述べてきたように、大坂両替店の三郷への施行に関しては前述した①のa-dおよび③を実施していたことがあきらかである。また、吉田氏は江戸と大坂で共通する三井の施行の形態として出入・抱屋敷・居町（とその周辺）の三類型を指摘

されたが、天明七年大坂両替店についていえば、店出入方への施行（③）・抱屋敷借屋への施行（①d）の形態、および抱屋敷が所在する町による施行への参加（①a,b）の形態、の三つが基本的な類型であったといった方がよいのではないと考へる。居町II大坂両替店のある高麗橋三丁目の施行も①a,bの形態として実施されたといえ、「永録」における費用の書き上げ方もそのような位置づけで書かれていることがあきらかである。大坂両替店は居町に限らずひろく抱屋敷全般にわたって、その所在町による施行に構成員として参加する形態をとったとみるべきであろう。³⁰⁾

また、大坂両替店が施行を実施しようとする時、全く独自な判断と方法で実施したというよりも、大坂の町々の意向や動向に深く規定づけられながら実施していくことがあきらかであり、この点も注目されるのである。抱屋敷が所在する町による施行（①a,b）への参加という形態が一般的にとられたことのほかに、自己の抱屋敷借屋に対する施行（①d）の方法についても、先に述べた五月二八日の家守の議論からあきらかなように、「外並」という基準や「町内家守中」による「申定」に規定されて修正し、決定せざるをえなかつた。西坂靖氏は大坂両替店の抱屋敷家守の選任や更迭において抱屋敷の所在する町の意向が反映される事例を詳細に検討され、特に越後屋の屋号を持たない家守や、大坂両替店持抱屋敷の

家守の場合、町の実質的な影響力のもとに家守の人選がおこ

なわれた傾向が強いことをあきらかにしている。⁽³²⁾この点は、

施行方法の決定をめぐる議論の背景を検討するうえでも重要であり、抱屋敷の家守が「町内家守中」の「申定」など町の意向や状況をふまえて発言をおこなった背景が知られる。各

町での借屋への施行金額の額も表からあきらかなように、施行

方法の修正の議論によつて決定された軒別一〇〇〇文の原則とはまた異なる額（例えば白髪町や奈良屋町の場合、軒別三

〇〇文ないし七〇〇文）で施しをおこなつてゐるケースが認められ、具体的な施行方法の最終的な決定は家守の掌中に委ねられていたのが実質であつた。三井もそのことを否定する

のではなく、むしろそれに依拠しながら施行の適当かつ円滑な実施をはかつたといえよう。「大商人に従属する町共同体」

ないし「商人・高利貸資本の下に従属する町中」という性格

規定が大坂の場合に適用できるか否かが議論となつてゐるが、この施行をめぐる一連の過程は三井に対して町共同体（「家守の町中」）が自立性を保持して事態に対応していたことを示す、興味深い一つの素材を提供してゐるといえる。⁽³³⁾

「天明丁未年五月施行記」の末尾には、惣会所による施行の書き上げが付されている。この種の書き上げは既に多数知られているが、書き上げの口数や合計金額に異同があるので一例としてそのまま掲載した。⁽³⁴⁾

4 天明七年五月江戸打ちこわし関係史料について

天明の江戸打ちこわしに関する既知の史料は、「東京市史稿」産業篇第三十・三十一にはば網羅的に収録され、研究の史料的条件が飛躍的に高められたといえる。

そこには三井文庫所蔵の関係史料も収録されたが、基本的には本店一巻の関係史料が採録されているといえる。すなわち、

江戸本店から京本店・大坂本店へ通報された天明江戸打ちこ

わしの情報記録について収録がおこなわれたといえる。しか

し、本店一巻とは別個に、両替店一巻も独自に江戸・京・大

坂の各両替店の間で江戸打ちこわしの情報の通報・収集をおこなつてゐた。ここで紹介するのは、大坂両替店が両替店一

巻のネットワークや江戸定飛脚問屋を通じて収集した関係記録である。従来、紹介されてこなかつたが貴重な記事を含むものがあるので、若干の解説を加えておきたい。

大坂両替店では「日記録」（史料3）を中心にして、江戸からの通報を書き留めている。まず、第一報・第二報は江戸定飛脚問屋の通報によつてもたらされている。すなわち、まず五月二五日夜亥の上刻に江戸屋源右衛門からの通報が入つた（5／25）。これは、二〇日夜に赤坂・青山辺から騒動が始ままり、その後二一日夜にかけて南伝馬町・小綱町・伊勢町・本船町の米屋が打ちこわされたとする概報である。続いて、二七日に大坂屋茂兵衛・江戸屋源右衛門からの第二報が

入った（5／27）。これは、五月二二日に発信されたもので二一日の打ちこわしの地域と被害にあった商人名前のうち目立つたものが略述されているものである。大坂両替店は早速二七日の夕方のうちに、この情報を京都へ廻送している。

その同じく二七日のうちに、江戸両替店から「四日切仕立飛脚」で送られた書状が京両替店を経由して大坂両替店に通達されてきた（5／27）。これは、江戸両替店から二二日の申の上刻に京両替店に向けて発信された書状に、一八日の江戸南北年番名主の訴願や一九日に決定された本船町・伊勢町・小船町米仲買を通じた米売り渡しの措置をめぐる記録、および二〇日の神田鍋町の訴願書写が一緒に付されているもので、大坂両替店にとって本格的な詳報となつたものである。この江戸両替店の報告には、いくつかの注目すべき新たな記事が含まれている。まず、江戸の中心部における騒擾の展開の契機となつた五月二二日の南伝馬町二丁目の米問屋萬屋作兵衛に対する打ちこわしの様相について、萬屋に対して「追付打崩ニ參候間致用心候様」とする打ちこわし予告の手紙が事前に送られたこと、子供による石投打がおこなわれ群衆状況の形成に役割を果たしたことなど、既知の史料になかつた叙述がなされている。「荒方承候分」として二二日の時点までに江戸両替店が察知した打ちこわし被害状況の南伝馬町・大伝馬町・旅籠町・通油町・横山町・馬喰町・浅草御門

外・大六天横町・茅町・御藏前通・石町四丁目・鉄砲町・銀町四丁目・神田紺屋町三丁目・神田二丁目・弁慶橋・佐久間町一・四丁目・久右衛門町・鎌倉河岸・堀江町・小綱町・小船町・本船町・伊勢町・箱崎町に関する書き上げは、精粗があるが、却栗記事をはじめ他史料との比較検討による被害状況の確定作業を進めていくうえでは貴重な素材を提供するものといえる。また、小綱町の下り米問屋兵庫屋弥兵衛打ちこわしの叙述も「土藏ニ米百俵斗有之を二拾俵程切解井戸江打込候」と米俵を井戸に打ち込む打ちこわしの行動の事例を付け加えるものであり興味深い。この江戸両替店の通報記録および先の江戸定飛脚問屋の第二報の記事では、兵庫屋弥兵衛のほか、やはり下り米問屋の高間伝兵衛・川村八兵衛らが被害にあつたことがあきらかにされており、当時下り米の荷請けをめぐつて「素人」と激しい争奪をくりひろげていた下り米問屋層も蜂起民衆により打ちこわしの対象に設定されたことが判明する⁽³⁸⁾。更に、打ちこわしを免れていた南伝馬町の米屋などが打ちこわしを恐れて二二日から一〇〇文に一升ないしち合で米の安売りを開始したとする速報も、江戸において二二日までの打ちこわしが効を奏し、二二日早朝からの押買の行動の展開が成功していく状況が切り開かれていったことを裏付ける記事として注目されるのである。引き続く書状の部分で江戸両替店は二二日における大工町の三井江戸向店中

店打ちこわしについて報告をおこなつてゐるが、これについては本店一巻の記録を上回る内容のものではない。

さて、江戸両替店の書状に付された訴願などの記録の中では、五月二〇日付の神田鍋町・同東横町・同西横町・同北横町の月行事・五人組による御慈悲御救願が注目される。月行事らの訴願の背景には、同町の裏店借²「其日稼之者共」による月行事への飢渴の訴えがあつた。一八日の南北年番名主の訴願とその失敗の後、二〇日夜の打ちこわしの生起までに間に、個別町レベルでの訴願行為が借屋層の要求を基底にお執拗にくりひろげられていたことの一例を、この神田鍋町の訴願は示しており、重要である。

江戸両替店から五月二十四日に発信された書状が六月二日に大坂両替店に届いた（6／2）。騒動が鎮静化にむかう五月二三～二四日の状況に関する書状に聞書が付されているものである。書状の記事で注目される点は、「米雜穀商売扱江参り理不尽ニ買取」と押買の行動の展開がここでも確認されることや、「四日に幕府御藏より二万両の「御手当御用金」」²御救い金が出されたが三井をはじめ両替店仲間がその一時管理を命ぜられ預かった経緯があきらかとなること、である。また、聞書では、騒動勢の逮捕のために酒などの振舞を活用することが名主や家守と店の間で協議されていく動向、などがあきらかとなる。

大坂両替店は天明江戸打ちこわしの情報を「聞書」（史料2）にも書き留めているが、騒動後の御救い米金や町奉行の交替に関する僅かな記事にとどまる。基本的には「日記録」（史料3）でその記録がなされたといえる。

(1) 「攝陽奇觀」卷三十六ノ七〔浪速叢書〕卷四、浪速叢書刊行会、一九二七年、三六九～三七〇ページではより微細に、加嶋屋門口での子供の喧嘩→加嶋屋の駒除垣の破損→加嶋屋使用人が子供を打ち叩く→見物人の増加→群衆状況の形成→加嶋屋に砂飛礫を投げ込む→打ちこわし、という描写がなされている。

(2) 「攝陽奇觀」卷三十六ノ七〔浪速叢書〕卷四、三六九ページでは、「玉水町加島屋久右衛門舟大工町松安庄右衛門右両人米買ダ致候ニ付打潰候趣の張紙所々へ張廻し候」とある。

(3) 「大阪編年史」第十一卷、大阪市立中央図書館、一九七一年、二〇一ページ。「大阪市史」第一（複刻版）、清文堂出版、一九六五年、一〇三〇～一〇三一ページ。鈴木直一「徳川時代の米穀配給組織」巖松堂書店、一九三八年、五五九ページ。土肥鑑高・宮沢嘉夫「田沼時代の経済政策」（日本歴史論究）二宮書店、一九六三年、のち「幕藩体制II」（論集日本歴史8）有精堂、一九七三

年、に所収、二三二ページ)。

(4) 「大阪編年史」第十一卷、二九七ページ。

(5) 岡本良一「大都市の打毀しとその主体勢力—大阪の場

合ー」(『日本史研究』第二二号、一九五〇年、のち歴史

科学協議会編『農民闘争史』下(歴史科学大系第二三

卷)校倉書房、一九七四年、に所収)。なお、岡本氏は

都市打ちこわしの主体勢力を近在農民に求めたが、天明

三年大坂打ちこわしの分析においては、打ちこわし目標

とされた松安庄右衛門が「當時在領の小米穀商たる搗米

屋・駄壳屋株引請人」であったことを論拠としてあげて

いる。しかし、松安が差配した搗米屋・駄壳屋は町続在

領ばかりでなくひろく大坂三郷をも含むのであり、松安

が打ちこわしの目標となつたことを直ちに近在農民主体

説の論拠として指摘することはできない。

(6) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』塙書房、一九七一年、

一〇八—一〇九ページ。

(7) 近年刊行の『大阪府史』第六卷・近世編II(大阪府、

一九八七年)、『新修大阪市史』第四卷・近世II(大阪市、

一九九〇年)でも活用されていない。管見では、松本四

郎「凶作と打ちこわし」(佐々木潤之介編『百姓一揆と

打ちこわし』(『日本民衆の歴史4』三省堂、一九七四年、

二九六—二九七七ページ)、安国良一「寛政改革期の大坂

町方支配』(『日本史研究』第二二七号、一九八〇年、六
六—六七ページ)、酒井一「大塩の乱と畿内農村』(青木

美智男・山田忠雄編『天保期の政治と社会』(講座日本

近世史6)有斐閣、一九八一年、二三九—二三〇ページ)

ジ)、が本史料の一部を使用しているのみである。

なお、拙稿a「都市打ちこわしの論理構造—日本近世

の都市食糧蜂起についてー」(『歴史学研究』第五四七号、

一九八五年)、b「打ちこわしと民衆世界』(高橋康夫・

吉田伸之編『日本都市史入門』第二卷、東京大学出版会、

一九九〇年)で一部利用したことがある。

(8) 木津村打ちこわしについては、尾濃葉栗見聞集にも

「十日夜木津村米屋五兵衛宅を壊し」とある(『編年百姓

一揆史料集成』第六卷、三一書房、一九八〇年、二三七

ページ)。なお尾濃葉栗見聞集では、まず、五月に入つ

て困窮者数千人が大坂町奉行所に詰めかけ訴願をしたが

取り上げられず、そのため大家に対して合力を求めたが

断わられたので「買^メ」を行つていた者の家居を打ちこ

わす事件が起きたとする叙述が行われている。しかし、

その具体的な日付は不明である。続いて、五月七日に

「小橋屋喜兵衛扣の米蔵所で灘御田蔵の土蔵七ヶ所」と

喜兵衛宅が打ち壊されたとし、一〇日夜木津村打ちこわ

しの叙述につながっていく。五月七日の小橋屋打ちこわ

しについては、未だ他の史料から裏付けがとれない。

(9) この点については既に酒井一氏が注目している。「三

郷地統きの町場化した村の半プロレタリア層が激化の起

爆勢力となり、三郷に導入して都市の下層借屋民・日

雇・職人らの前期プロレタリアにつなぐ」という「大坂

打ちこわしの基本類型」が成立した事例として、天明七

年五月を位置づけている。酒井前掲論文(註7)、二二

九ページ。

(10) 第1表の仮番号5の川田屋仁兵衛については、日付が

特定しにくい尾濃葉栗見聞集の叙述で茶屋吉右衛門の次、

「淡路町西板堀伊勢屋と云ふ米屋」の前に書かれている。

史料2・3から茶屋は一日夜、伊勢屋助は一二日朝

に打ちこわされたことが特定できるので、一日夜、二

二日朝の間に川田屋が打ちこわされた可能性が高い。し

かし、それ以上特定できないので第1表の日時は空欄と

した。

なお、個々の打ちこわしの日時が確認できない記録で

はあるが、従来活用されてこなかつた史料として、御津

八幡宮文書の年代記がある(最近、大阪市史史料第三十

一輯『年代記・明和の春』大阪市史編纂所、一九九一年、

において刊行された)。そこでは合計九一軒の打ちこわ

し被害者の名前・住所が書き上げられており(一一一)

四ページ)、天明七年大坂打ちこわしの全体像の解明を

進めるうえで貴重である。本稿で紹介した諸事実とあわ

せた検討を、今後の課題としたい。

(11) 「大阪編年史」第一二巻、三八六ページ。

(12) 「編年百姓一揆史料集成」第六巻、二三七ページ。

(13) 前掲拙稿(註7b)、八四一八五ページ。江戸において、堀・川に近接していない地域では、大道に米を撒き

散らし、その上に酒や酢や醤油を流してぐちやぐちやに

するという行為がみられた。この行為も、買占め米の商業上の使用を不可能にする行為として同様の意味をもつ

たと考えられる。

(14) 「大阪編年史」第十二巻、三八三一三八四ページ。なお、天明江戸打ちこわしにおいても押買の展開は明確に確認されるが、町触で押買にふれ、その禁止を令するには至っていない。

大坂町触で押買禁止令が出されたのは、江戸と比較して

押買の行為がより広汎にみられたことによると考えてあ

る。大坂の諸記録においても押買について記述している。

大坂の諸記録においても押買について記述している。

大坂の諸記録においても押買について記述している。

大坂の諸記録においても押買について記述している。

大坂の諸記録においても押買について記述している。

大坂の諸記録においても押買について記述している。

大坂の諸記録においても押買について記述している。

大坂の諸記録においても押買について記述している。

展開の実態と禁止令発令の相乗効果が、押買の記録の一
般化に結果したと考えられる。

(15) 押買の展開過程において、「次第二買人多相成後々者
米直段ニ不構五升七升或は俵物之保ニ而持退キ候族も在
之、大騒動ニ及ひ候」（史料3）・「甚しきは代錢も不差
置俵物之保持退キ候族も在之」（史料2）とあるように、
買人による群衆状況の高揚にしたがい、代錢支払いを欠
いた米の強奪がみられていったことも記録されている。
米商記録にも「後ニハ米ニ不限、麦、大豆或は穀等迄も
無備ニテ銘々持帰り、米屋、雜穀屋等ハ大騒動ニ及申」
とあり、米・雜穀などの強奪行為の展開が確認される。
大坂両替店は米の強奪について「盜賊之所為不輕事」
と書き、盜みであると決めつけている。一般にこれまで
の都市騒擾研究においては、こうした米の強奪の記事に
遭遇すると、それを騒擾展開における運動の腐敗化の問
題として位置づけてきた。しかし、こうした記録の多く
は打ちこわしの主体層の記録ではない点で、史料批判の
うえ活用する必要がある。筆者も、一般に、打ちこわし
の展開過程における盜み行為の事実は否定できないとは
考えているが、米の強奪行為のすべてを盜みないし腐敗
と断定できるかどうかについては、現段階では慎重にな
りたいと考えている。なぜなら、搗米屋と買い手の間の

米の売買のあり方として掛売りが日常的慣行となつてい
た事實をふまえるならば、米の強奪行為は搗米屋による
掛売りの不当な停止（後述）に対する押借としての意味
を帯びていた可能性も否定できないからである。事實、
他の都市騒擾の事例では民衆が後日における返済を約束
している場合が認められる。勿論、天明大坂打ちこわし
について、論証を欠いたままでこの点の主張は、打ち
こわしの規律性を過大に評価し、美化する危険性をはら
むので避けたい。打ちこわしの集団的高揚の中では、押
借行為は事實上の盜奪と同義となつていくことは多くの
事例が語るところでもある。後日における代錢支払いの
事例の有無などについて、更なる史料発掘のうえ検討し
ていく課題が存在している。ここでは、米の強奪行為を
位置づけるにあたって、以上の論点が存在することを指
摘するにとどめておきたい。

(16) 江戸における春米屋と買い手の間の価格・販売量をめ
ぐる対立については、前掲拙稿（註7り）、八九〇九〇
ページ。また、志村文雄家文書（神奈川県川崎市麻生区
王禅寺）によれば、天明七年五月に江戸の春米屋が「前
錢ヲ以売渡シ、錢不請取内者米不渡」と掛けりを停止し
現金（錢）売りに限定したため、買い手との間に対立が
生じたことが確認される。

(17)

この点については、安国前掲論文（註7）、六六一七ページ、を参照のこと。なお、念のために指摘すれば、当時の他の大坂町方史料から、搗米屋は錢で米の小売をおこなっていたことが確認されるため、史料2にみられる搗米屋の「現銀ならてハ売不申」¹¹現銀売りの動向の叙述から、文字通り（錢ではなく）銀貨による米の小売が展開したと解釈することはできない。

例えれば、海部堀川町・敷屋町塩魚問屋十三人組の「問屋組合諸事扣」の天明七年五月二二日の記事に「搗米屋ニより白米を格別下直ニ売候仁ハ其難義を遁れ候方も少々有之、右の方ニ而白米鳥目百文ニ武升或ハ三升も売候由、當時之相場ニ而ハ白米壹升之価百六拾文¹²百七拾文百八拾文武百文位之売方ニ而有之所、今日之難を遁れん為右之通り下直ニ売申由相聞へ候」とある（大阪商業大学商業史研究所蔵、佐古慶三文書）。この記事は、騒動以前に安売りをおこない、打ちこわしを免れた搗米屋の存在や動向を示すものとしても興味深い¹³。また、道修町三丁目文書中にある同年六月廿二日「三郷窮困歎御願写」は騒動後の大坂三郷の歎願書ではあるが、それまでの状況について「下々職方小商人労人之類惣而錢ニ而儲候もの錢相庭近年下直ニ付難凌旨兼々申之相歎居候処、此節柄ニ而者一日之儲錢斗ニ而者其日を送り候米代錢半分

之賄ニも引足り不申、日々難渋弥増、可相凌趣段無御座候」と述べ、「錢相庭此節少々成共高直ニ相成候ハ、錢ニ而買請候米其日過之者共米壹升之手前ニ而ニ四拾文違者可有之、左候得者米直段下直ニ相成道理ニ相当リ貧窮人一円之潤ニも相成、困窮之凌方第一之助力ニ付、恐多御義ニ候得共ニ郷町々之者共錢相場引立ニ可相成奉蒙御趣意度申之ニ付、此段私共ら御願奉申上候」と錢相場の引き下げを願っている（大阪府立中之島図書館蔵、道修町三丁目文書）。

この歎願書は、錢相場の低落が如何に大坂の下層民衆生活に打撃を与えていたかをよく示すものであると同時に、先に引用した海部堀川町・敷屋町塩魚問屋記録とともに当時の米小売が錢値段によるものであつたことを示している。

節句後における搗米屋の現銀売りの内容は掛売りの否定¹⁴即時払いを意味しており、使用された貨幣は節句前後ともに錢であった。

(18) 「都而米屋」には実際には売米があつたことは、「得意」からの求めに応じて内々に二～三升づつ目立たぬよう運んだ、とする記述からあきらかである（史料2）。

(19) 『大阪市史』第二、六一八ページ。『大阪編年史』第十
二卷、三九六一四〇〇ページ。

(20) 正確には、加賀米は宝暦五～九年・宝暦十一～十三年・明和元～六年・安永七～九年に建物米になつてゐる

(慶應義塾大学三田情報センター蔵、八木相場帳追考・天明歳中寃政歳中記録)。したがつて、安永九年(一七八〇)以来七年振りに建物米になつたというのが正確である。

しかし、全体的傾向としては明和七年(一七七〇)以降は建物米に選ばれなくなつてきていたということが言える。

(21) 加藤慶一郎「近世中後期大坂における米穀流通機能の変質過程」(『社会経済史学』第五八卷第二号、一九九二年)。

加賀藩の大坂米穀市場からの脱却化による加賀米の大坂市場における地位低下により、端境期(五月七日～一〇月八日)における米取引の標準となるべき銘柄が事実上存在しなくなり、天明・寃政期には標準を失った正米と帳合米価格の乱高下が生じ、堂嶋帳合米商内のヘッジ機能が低下したとしている。

藩債銀高が累積したために加賀米の信用低下と大坂市場での販売価格の下落が宝暦期よりみられていてことや、延享三年と天明八年の比較による加賀藩年貢米の大坂廻米量の減少と江戸廻米量・地払い米量の増加の動向については、田端勉「宝暦・天明期における加賀藩財政の意義」(『史苑』第三〇卷第一号、一九六九年)を参照され

たい。また、本城正徳氏は加賀米を中心とした北国諸藩米の大坂廻米量のピーカーは宝暦・明和期であり、「天明期に大幅な落ち込みをみせたのち寃政期にかけて回復に向かうが、天明期以前の水準には遠く及ばない」ことを指摘している(本城正徳「近世中後期大坂入津米に関する数量的考察」(『花園史学』第二二号、一九九一年、二三二～二八ページ)。

(22) 長野遙「藩政改革論」(山田忠雄・松本四郎編『宝暦・天明期の政治と社会』(講座日本近世史5)有斐閣、一九八八年)。

(23) 中井前掲書(註6)、二〇七～二九ページ。

(24) 拙稿「米穀売買勝手令と『脇々米屋素人』」(竹内誠編『近世都市江戸の構造』三省堂、掲載予定)。

(25) 西坂靖「三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守」(『三井文庫論叢』第二二号、一九八七年)の第2表・大元方持抱屋敷(文化5年5月)の⑯～㉚の抱屋敷と対応する。

(26) 西坂前掲論文(註25)、一〇六～一〇七ページ、第1図・三井の抱屋敷所在地略図(文化5年)を参照。

(27) 平野町一丁目抱屋敷借屋一三軒へは六月朔日に家守河内屋又右衛門より施行錢が渡されている。次の史料は借屋一三軒が家守に差し出した請取覚である(本二八一一

一八)。

覚

一、此節米格別高直ニ付、為施行私共江軒別ニ鳥目壱貫

文宛御家主より御差送り被下、別而忝次第奉存候、則前

文之通鳥目壱貫文宛今日御渡被下儲受納仕候、已上

天明七年未六月朔日

播磨屋 五兵衛 印

京屋 周藏 印

清水屋 彦兵衛 印

播磨屋 孫兵衛 印

京屋 佐兵衛 印

日野屋 惣兵衛 印

平野屋 佐兵衛 印

池田屋 安兵衛 印

伏見屋 孫兵衛 印

日野屋 平兵衛 印

河内屋 龜藏 印

代判 源右衛門 印

日野屋 藤兵衛 印

川崎屋 七兵衛 印

家守

同様の請取覚に、高麗橋八百屋町借屋一三軒が家守田

河内屋又右衛門殿

牧市右衛門に差し出した同年同月付の覚（本一三一一一六）・高麗橋一丁目北側抱屋敷（本店隣屋敷・北側）借屋七軒が家守田牧市右衛門に差し出した同年同月朔日付の覚（本一三一一五）、が三井文庫に残されている。

(28) 当時の「元方持抱屋敷」「御持分抱屋敷」の町屋敷経営収支の実態については、天明七年正月～七月期の勘定目録がそれぞれ残されており、あきらかとなる。第3表に記載したa～dの費目・銀高は各町抱屋敷の町儀入用の項に計上されており、符合する。

「元方持抱屋敷」の当期の総収入は銀一二二八五・一六匁、総支出は銀一〇〇五三・五八匁、惣銀（差引勘定）は二三三二・五八匁であった（安永四年「家方目録扣」、本一七六〇）。「元方持抱屋敷」の施行高合計は銀一四二六・三五八匁（第3表のI）であるので、総支出の一四・二パーセントにあたることがあきらかである。

また、「御持分抱屋敷」の当期の総収入は銀一一九五・三三二匁、総支出は銀九一五七・〇五匁、指引残銀（差引勘定）は銀二八三八・二七匁であった（天明六年「家方目録扣」、統七七九）。「御持分抱屋敷」の施行高合計は銀一四四五・五二匁（第3表のII）であるので、総支出の二六・七パーセントにあたることがあきらかとなる。この結果について「家方目録扣」では下ヶ札で「米

穀高直困窮ニ付宿賃一統不寄之上施行入目セヂツ舟ツシ
(二貢四百四十
 五勿五分ニ屋
 サ、サ入セリソ相掛リ右ニ付而者町々臨時入用番賃等も
 相増候付旁目録尻至而減少罷成申候)

なお、「大坂店持抱屋敷」については、天明七年前半

期の家方勘定目録が欠けており、当時の町屋敷経営収支の子細が判明しない。

(29) 吉田伸之「近世都市と諸闘争」(「一揆3一揆の構造」

東京大学出版会、一九八一年、のち「近世巨大都市の社会構造」東京大学出版会、一九九一年、に所収)。

(30) 吉田前掲書(註29)の表27(二七一ページ)では、大坂の天明七年の出入・抱屋敷・居町・惣町の欄を空欄とし、三井の施行がおこなわれなかつたとしている。このうち、惣町施行については大坂両替店は少なくとも商人名前をあきらかにする形では参加していない。また、抱屋敷の存在する町からの物会所への金銭差し出しには町の一構成員として参加していることが斎藤町の例から確認される。他の出入・抱屋敷・居町については本文のように施行をおこなつてることが確認される。

(31) 吉田氏の三類型では抱屋敷の類型の中に本稿でいう①a bと①dが区別されずに入り込んでいる(例えば、吉

田前掲書(註29)の表9(二四四ページ)・表12(二四

九ページ)では町の困窮者への施行金割と三井独自の抱

屋敷借屋への施行を列挙しているが区別していない)。

少なくとも天明七年の大坂両替店では居町への施行は独自な類型として位置づけるよりも各町による施行展開の

一つとしてとらえた方がよいと考えるのである(居町の周辺に対する施行も天明七年大坂両替店の場合は実施していない)。そして、むしろ施行の類型としては各町に

よる施行への参加という形態を類型として立てた方が大坂における三井の施行パターンの特徴を示すことができるのでないかと考える。

江戸における三井の施行パターンとの違いが指摘できるのではないかと考えるのだが、その背景としては江戸店と大坂店の商業・高利貸資本としての規模・社会的地位の差異や江戸と大坂の町共同体の性格の差異などが考えられよう。今後、大坂本店の動向もあわせて、更に検討していきたい。

(32) 西坂前掲論文(註25)、一二四一六四ページ。

(33) 吉田前掲書(註29)、二四九ページ。西坂前掲論文(註25)、一四四ページ。吉田伸之「近世都市の展開」

〔日本歴史大系3近世〕山川出版社、一九八八年)、六七九ページ。西坂靖「大坂の町々と三井―判元見届けたための町代上京をめぐつて―」(『三井文庫論叢』第二三

号、一九八八年、三三三ページ。また、江戸についても

「従属」という規定の妥当性をめぐって議論が展開しつ

つある（岩淵令治「江戸地主の家守支配の基調—地主の「家」と家守の家—」『関東近世史研究』第三五号、一九九三年、同「近世中・後期江戸の「家守の町中」の実

像』五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸能民』山川出版社、一九九三年）。

(34) 「大阪編年史」第十二卷の三八九～三九六ページに所掲の菊屋町旧記では合計錢高一万五〇三四貫二〇〇文、御触書之留并浜方記録では一万四九五二貫二〇〇文である。また、ここでは掲載しなかつたが、三井文庫には他に「天明七年未困窮ニ付大坂町中ら施行錢指出候写」(本一五八六一五)があり、そこで「於惣会所写之」として書き上げてある合計錢高は一万九〇八九貫二〇〇文にのぼっていることが確認される。

(35) 「東京市史稿」産業篇第三十(東京都、一九八六年)、

八六〇～九六四ページ、「東京市史稿」産業篇第三十一(東京都、一九八七年)、一一一七八ページ。

(36) 「東京市史稿」産業篇第二十一、一四〇三四ページ。なお、三三九～三七三ページには、三井の江戸における施行関係史料が収録されており、そこには江戸両替店の記録が収載されている。

(37) この点については、前掲拙稿(註7a)、一一七ページ、で活用を試みたことがある。

(38) 天明期の下り米問屋層の動向については、前掲拙稿(註24)を参照されたい。

付記 この史料を紹介するにあたって、三井文庫研究員の

賀川隆行氏・西坂靖氏・樋口知子氏をはじめ三井文庫の方々にたいへんお世話になりました。この場をかりて、お礼申しあげます。

凡例

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者(は)、江(え)、茂(も)、而(て)、与(と)は漢字のまま用いた。また、ら(より)、メ(して)は原文の通り使用した。

一、読みやすくするため適宜読点を加えた。

一、抹消された文字は左傍にミをつけ、右傍に改変された文字を記した。

一、史料中の符帳は左の通りである。

イセマツサカエチウシ舟仙
一二三四五六七八九百千貫
分
入

史料1 大坂両替店「後鑑」（元文四年）弘化二年 三井文庫

所蔵史料 本三三八）抄録

天明三卯年二月朔日加鳴屋久右衛門居宅打潰シ候付、
翌二日夕京江戸店へ遣シ候聽書左之通

聞書

旧冬已來米直段高直ニ付端々末々ニ而者及困窮、綿不作付而
者玉造辺家業出来不申難儀之由、仍之此節ニ而者日々ニ
乞様之もの弥増ニ及見罷在候、然ル処此頃ニ至米高直之儀
者加鳴屋久右衛門買メ候故高直ニ成候逆色々風聞有之、
橋々門々ニ加鳴久居宅ヲ朔日二日三日之内潰シ可申与致張
札候由、昨朔日昼時過頃カ加鳴久門前ニ童男相集り追々潰

シニ可參拵見物人致群集候内、誰進ミ出候トなく始之頃者
童飛蝶ヲ打、夫カ右群集之内カ追々ニ門口簀戸格子ヲ相崩
シ戸襖ヲ打破リ候付、家内カ中仕躰之者七八人罷出鎮り吳
候様申候處、其仲仕井垣外番人等川中江打はめ、やにはに
相制シ候手代三四人ヲどうニあげ、夫カ切戸ヲ破り庭前江
相廻リ石燈籠ヲ打こかし樹木等迄荒シ甚騒動いたし、右之
取沙汰高ク相成追々見物人致群集候内、町内カ御届申上候
付御役人方御駆付被成候付不残分散いたし申候、其後追々

見物人相集り候付加鳴久方東西ニ垣ヲ繕夜中隣町迄も御役
人方御取手御召連御詰被成漸夜ニ入相静り申候、今日も右

町内ニ御取手棒突数多罷出往来立留リ候者相私候付、行通
り之見物斗ニ而静ニ相成申候、右付惣年寄中カ昨夜左之通

今日玉水町加鳴屋久右衛門堂鳴新地壱町目松安庄右衛
門居宅打潰シ候様之趣ニ而人集候付 右之場所江見物

人罷越申間敷様急々町々江可申聞旨被仰渡候、此段

町々借屋末々迄不洩様可被申聞候、已上

二月朔日

北組惣年寄

右之通ニ而今朝見受候処、屋根之瓦も全程打こぼち候躰ニ
而瓦之ふき替軒下板囲いたし申候、昨日こぼち人之内三四
人も御召捕被成候由ニ御座候、右一件米買メ有無之義相知
レ不申候得共、市中専下々致浮説候由ニ而実事相知レ不申
候

一、松安庄右衛門義者米買メ之説者無之候、同人義先達而掲
米屋株取メ之儀御願申上年々右商売入ル株料取立申候故、
定而此恨ミ抒与申風説ニ而御座候、尤右庄右衛門方其備敵
重ニ罷在候哉人数相集り不申候由、昨今致風聞候、已上

二月二日

右書付二月二日夕京江戸店へ別紙通達カ差遣シ候事

聽書

一、先頃得御意候加鳴久潰シ以後同人井松安庄右衛門等、此
上普請拵致候ハ、いつカ迄も潰シニ可參拵所々江張札出

し申候由、仍之右兩人カ御訴申上候哉、御手當テ之御人数
御差向カ被成候由、仍之加久方朔日已後別条無之候

一、米高直錢下直ニ而末々之者致困窮候、此上米錢とも相替
ル無^{タスカ}候ハ、猶更及困窮身之置キ所も無之候、仍之重立

候米掛り之商人井両替屋錢屋とも潰し可申拵當月差入カ今

二至橋々門々江張紙出申候由付、所々江御手當テ之御人数
御出シ被成候付、今日迄何之別条も無之候、依之張紙之御

触出申候

一、当月差入り、米屋平右衛門カ此節施行不致候ハ、同人方

黒土ニ可致拵と同人近所江張紙出シ申候由

是者旧冬カ居宅井土藏等普請いたし掛り定而此ソね

ミニも可有之哉外ニ趣意難相知候

一、右付米平三手真鳥目マ仙文之施行被致候、即御触書之通ニ
御座候、右御触書之通ニ而者施行受ニ難參ものも有之ニ付、
困窮之もの者此節夜分米平店へ参り相歎キ候得者セマ舟文

程ツ、者合力出し申候之由致風説候

但此外ニ困窮之者江者一軒前ニ米三五升、又者錢二五サ升、又者二三百

舟文程ツ、名ヲ不顯施行配リ被申候方も有之候由致

伝承候

一、苦久方も当八日ニ潰しニ参り候由、然レとも兼而御手当
之御人数御詰被成候故別条無之候由、乍然少々者潰シ候様
ニも致風説候

右之通ニ而此節色々風説異説等申流シ実事難相知、何トなく
騒敷御事ニ御座候、何卒早ク相治リ候様希申候、就右此節
追々御触出申候事ニ御座候、其度毎ニ右写差下申候、御覽可
被成^カ奉存候、已上

卯二月十三日

右書付二月十三日京江戸店へ遣シ候付、此所ニ扣置申候

史料 2 大坂両替店「聞書帳」(宝暦一〇年～文化四年 三井
文庫所蔵史料 本一四四) 抄錄

天明七年未五月十二日京江戸江差出候聞書扣

五月十日夜

木津村

米屋

右家作諸道具共不残打潰シ候、潰候者皆木津難波之者共之由、
昨朝迄引退キ不申候由、定而被召捕候事と存候

十一日夜

天満天神裏門橋西詰北へ入

酒商壳

茶屋吉右衛門

右店格子打こわし、金銀諸道具井土藏之内米俵など堀川へ投
込、屋ねも少し打こわし申候

天満舟大工町

御城米御用達

松安庄右衛門

右家宅打潰シ可申と風説在之、昨暮時過カ八九十人斗押懸候
處、已前カ御手當有之与力衆同心衆人數御詰在之候付、別条
無之、子刻頃相鎮り申候

安治川辺

搗米屋六七軒

右家内諸道具打こわし、川へ投込候よし、何れも小家名前相
知不申候

十二日朝

淡路町西横堀東詰南角

米商亮 伊勢屋宗助

吳服橋東江入

搗米屋 ふしや七兵衛

右两家諸道具打こわし、帳面など横堀川へ投込申候

四軒町

両替

平野屋仁兵衛

右店諸道具打こわし、金銀大道へ薄ちらし帳面等引裂キ申候、
早速御手当在之店限リニ而引退キ申候、尤平仁別家手代平野
屋嘉右衛門と申者浜方引請両替ニ御座候處、是ハ別条無之候、
平仁者全災難之様ニ嘆いたし候

塩町

古手商亮

小橋屋喜兵衛

同町

同本家

同別家式軒

右何れも家内諸道具打潰シ、古手物余多引裂大ニ破却いたし
候由、右喜兵衛儀者小橋屋重キ別家手代ニ而近年本家身上
段々仕上ケ候者之由、尤先達而米買メ致シ利徳得候由ニ御座
候、依之此度潰シ申候事之由

御堂筋角

内平野町

両替

米屋平右衛門

右兩家共今朝立人立多騒々敷候付、内々木戸垣外之者相頼候

固居候付、別条無之候、小橋屋店吳服買手壱人も無之候、米
平方下店を上ヶ格子を入れ在候外、両替方ニも大方店を仕廻
用心いたし居候由御座候

一、堂鳴中三丁目播磨屋仁兵衛と申者も打潰シ可申由沙汰仕候
得とも、別条無之由ニ御座候、委細者相知かたく候
所も在之候由ニ御座候得共、委細者相知かたく候

一、右駆立候意趣者、米穀高直ニ付米屋共申合、当五月節前壳
掛銀請取候上、当節句後一切掛掛不致、現銀ならてハ壳不
申段申固メ之由、身軽者ハ自元現銀買相成かたく候故、当節
前ニも米屋へ者第一ニ払をいたし、此末掛壳いたし吳候様ニ
と出精いたし候處、右之通米や申固候ニ付、大ニ恨を含候由、
其外米買メなどいたし候段申触し徒党いたし候而所々目立候
分を打潰シ申候趣ニ相聞得申候

一、今昔前迄者前書之通所々打潰シ申候而已ニ御座候處、昼頃
5都米屋之分ヘ大勢罷越、五十錢百錢を出し米五六升或壳

5都米屋之分ヘ大勢罷越、五十錢百錢を出し米五六升或壳
武斗も押買いたし、甚しきは代錢も不差置儀物之儘持退キ候
族も在之、且米屋之内米壳切候段申断申店を閉居候者戸を打破
り、右同様押買押取いたし候由、小家之米屋などハ豆等能
キ程残し置、家内逃退キ居候も在之候由、困窮故とは申なか
ら誠盜賊之所為不輕事ニテ、依之追々御手当在之、所々ニ而
被召捕候由ニ御座候、扱々騒々敷不安堵成事ニ御座候、何卒
是迄にて相鎮り候様希御事ニ御座候

一、今日米相場立会申候得共、右驅ニ付即時ニ漬シ申候由、尤加賀米ニ而百拾七匁位迄引下候由御座候、併米相庭下り候而も米小売者致申間敷、明日是ニ差支可申と疇申事御座候以上

五月十二日

五月十二日

幸橋筋北へ入

木裏屋

土佐屋新七

戎町

米問屋

食次郎左衛門店

大黒町

兵庫ニ米買持居候よし

瓶橋西へ入

米問屋

三田屋太右衛門

同断

志布志屋弥三郎

五月十三日

右何れも米買持居候由ニ而打こわし申候由致伝承候事

一、今朝天王寺村木津村難波村辺平野辺搗米屋へ昨日之通米押買ニ罷越候者多、被召捕候者も有之候由致伝承候

一、昨夜堺表米掛り商人之分三拾軒斗打こわし申候由、尤米押買など致し候事ハ無之候由致伝承候

一、当地者追々御触も出候故歟、先静ニ相成申候、尤御触ニ在之候通困窮其日過之者江者町々心添遣候様との御儀ニ付、何方も寄会相談いたし候上毫丁限り米買調置、困窮之者相紹、人數ニ応し直段下直ニ壳渡遣候積相談相決候趣相聞得申候、右直段違損者家持^カ償遣候事ニ御座候、扱々一統難波成儀御

座候

一、搗米屋一統表をメ、米壳切一切無之趣門口ニ張札出し申候、依て大ニ差支町ニ寄米相調かたく候付、家持役数ニ慮し会所ヘ米持寄、困窮之者へ壳遣し候も在之候、都而米屋得意ル買ニ参り候而も極内々式升三升ツ、目立不申様持運ひ申候事ニ御座候、扱又米やとも米搗候儀相成不申故、白米甚不自由ニ御座候、何分早々米小売相始り候様相成不申候而省、一統大差支ニ御座候、右之通当地米や小売不致候付、尼崎其外近在之米麥之類買ニ参候者も多在之候由致伝承候、以上

一、一昨十一日玉造町々一統御役所へ罷出、米直段高直困窮仕候者米買^ゲいたし候者数多在之故之儀ニ候間、御吟味被成下候様出候由、又々昨日罷出候内二者銘々家屋敷可奉差上候間御救被成下候様ニ願上候茂多在之候由致伝承候事

一、昨日是ニ驅動ニ付、道頓堀芝居其外所々芝居并放下師之類一統相休ミ居申由伝承いたし候

一、米穀高直ニ付当地騒キ之様子京都へも相移り、京都町人之内^{市ノ高ワトモ}近江屋忠藏と申者米夥敷買^ゲ高利を得候由、其外米や之内ニも同様利徳を得候者共打こハシ可申なと沙汰在之候得とも、儀勢而已ニ而其事ニも不及過行、却而七月頃^カ誰始るとなく禁裏御築地江押參夥敷、群集御百度いたし追々増長いたし候得とも御構も無御座、後ニ者身元能キ者迄も男女老若打連立、御築地を廻り候よし、只何の故といふ事もしらず、尤諸国共

騒々敷に右のことく静謐を祈る人氣誠神妙成歟、無程御救米等も出、追々静ニ相成申候也、町々施設等有之候由委敷事者略して記さす

同六月初、当地困窮人江町々施行錢志次第惣会所へ持參、御糺之上

夫々御割渡ニ相成候、其外銘々志之者ハ施行を遣候、委細之儀ハ水録ニ留置

一、江戸表も当地同様騒動いたし候ニ付、追々御取鎮之上御救米金御割渡被下、其上御米御壳渡御掛り伊奈半左衛門様江被仰付、御小姓組御番頭格撰津守と御任官被遊候、先年京都御奉行御勤被遊候石河土佐守様江戸御奉行被仰付、追々御しらへ在之江戸中御静謐ニ相成申候也、荒増を記ス者也、町人之内ぢ施行いたし候者共江者同年十月頃御糺之上夫々金子百疋宛御褒美被下候由致伝承候事

史料3 大坂両替店「日記録」（天明七年 三井文庫所蔵史料
本四六）抜書

〔天明七年五月
十一日 晴天 金五拾五匁五分五厘 為替金〔二匁七
銀舟工チシ、打
銭八匁八分八九厘〕

一、今暮時過天満伊勢町茶屋吉右衛門と申造酒屋江大勢押寄、家作諸道具等打損し候由、趣意者右吉右衛門米買置、此節米

十二日 晴天 少風有 金五拾七匁七分五厘 為替同断
錢八匁九分壹武厘 加賀米百廿五匁

一、今朝西横堀淡路町角伊勢屋宗助と申米や井呉服橋東へ入所ふしやと申米や家内諸道具打損し、衣類帳面等引裂キ金銀大道へ蒔ちらし、或は諸道具横堀川へ投込申候由、夫々四軒町平野屋仁兵衛方江押懸ケ、店ノ諸道具打損し金銀蒔散し及狼藉候處、無程御役人方追々御馳付候故店打損し候迄ニ而引退キ申候由、其外所々米屋之内多分打こぼち候方有之、或は米屋ニ而百銭ニ武升三升宛理不尽ニ買取、売不申時者打こぼち可申など罵り、次第二買人多相成後々者米直段ニ不構五升七升或は俵物之儘ニ而持退キ候族も在之、大騒動ニ及び候、尤追々御手当在之右軒之族余程被召捕候由、米屋而已ニも無之、豪家の向々江者ごほちニ可參なと風說いたし、何方も粗用心

いたし候様子ニ相聞得申候、御堂前小橋屋呉服店へも潰シニ可參と沙汰在之候付、店を仕廻四固ノ者相詰居候故別条無之

塙町小橋屋一統四軒打こハし、別而小橋屋喜兵衛方大二打損
し候由、其外委敷儀者聞書帳ニ留置、右之趣今夕京江戸江も

一、昨夜茶屋吉右衛門方騒動二付
御触出候、御触帳ニ留化

幸橋筋北入
木葉屋
土左屋新七
戎町
米間屋
食次郎右衛門店

兵庫ニ米買持居候よし

太黒町
米問屋
三田屋太右衛門
米問屋
志布志屋弥三郎
箱橋西へ入

右何れも米買持居候由ニ而打こわし申候由致伝承候事

晴天
昇時頃 5 暫時
金五拾五匁七分五厘
為替間日

三日 小雨 錢八匁九分四五厘 八分
米相場無立会

、昨日当地騒キ之様子を聞候故歟、昨暮時過り堺表米掛り商
三二三合于一トヽヽ表日、土日又未見有失入、

尤押賣又者盜取傾儀者無之
壳之分三抬轉半打工ハシ候由
只打讚シ候斗之由致伝承候事

、今日も天王寺村木津村難波村辺并平野辺搗米屋へ昨日之通

一時十一日王造門々一級御役所にて罷出
候者米買故に儀候者數多在之候間候間御今味被成下候様願出
米直段高直困窮仕

候由、又々昨日罷出候内二者銘々家屋敷可奉差上候間御救被

成下候様願上候茂多在之候由致伝承候事

一、昨日所々米屋打損候付米屋一統商内相休候付、小買米之者可及難儀候間、一町限相糺、実々困窮之者江者町分り心添致遣し、此上騷立不申様取斗可申旨御触廻ル

一、此間中米屋共打損し候儀并押買等之儀不届之至二付。御捕手即回り被達候得共、道又丁々ちる番人差置、右本之義無之。

右身「く信無」く
猶ア間人とも番人差置
手御是り初邊候得共
様可致旨御触廻ル

一、前書之通御触在之候付町々相談在之、町分江米買置困窮之

者相糺夫々江相應ニ壳渡し遣候由、此方抱屋敷之内相談相究
ノ矣分五之通

一、江戸堀式丁目之分米町分江買置、実々困窮之者へ壹

升代^百錢舟文宛人別應シ壳人遣し、直違損銀者追而町中

一、奥丁古同所、且乞于代寺之相陽を以凭遺。疾苦、右

一
麥田有同園
但當天作時一株均可以引為一個谷

一、江戸堀壳丁目右同断、但壳升代銀壳匁式分之積壳渡

遣し候筈、損銀同断之旨家守中鳴屋太助申来ル
一、尾木丁口者家持之分一日ニ夷役曰米武什ツ、会所へ持

一 桜木町三室井二分之一百二十石御白井三升、今所ノ利子
寄、其米を壹升代錢舟サシ文宛ニ壳渡し遣シ、追而右

代錢家持へ割戻し申様相談相究候段、家守辻井助右衛

門申來化

但此節之儀家守方ニも白米貯無之候間 日々米
式升ツ、店ぢ差越呉候様申之候付、無拠承届遣

し申候、則今明日分米四升渡し遣ス、但梶木町
家屋敷壳役也

一、当町内相談在之候付。山中半兵衛罷越候処、当町ニ
者格別困窮之者も相見得不申候得共、先手当無之候而
も相済申間敷ニ付、相談之上壳軒役ニ付白米弐升宛会

所江相集置、万ニ差詰り候者出来候時者家主ら相糺、
町内へ申出次第直段者近辺格合之様ニ壳渡遣し候筈ニ

候事

一、堀尾町目此度手当米之義 当町内ニハ先差当リ格

別困窮之ものも相見得不申候得共、近辺格合ニ有之候
付、先手当無之候而も相済不申候付、町中一統相談之
上新發田米壱石斗買調白米ニシテ致用意置、差詰り候
ものヘハ人別ニ応シ近辺ル壳渡し候直段之振合ヲ以
夫々壳渡し、失脚之義ハ追而役数ニ割付可申旨相談相
究り候段、家守長浜屋小兵衛入來申聞候

一、四郎兵衛町丁代吉兵衛罷越申聞候ハ、此度手当米之

儀隣町格合も有之候付、当町裏借屋之内差詰り候仁凡
武三拾軒斗も相見得候付、右衆中之分得与相糺手当米
壳渡シ遣度候、尤津輕米相調白米ニシテ人別ニ応其日
限ニ壳渡、志升付錢シ文位ニ壳渡シ度奉存候、尤夫
脚之義ハ追而御店ル御償被下度旨御願申上候、尤笠屋
五郎兵衛以參可申上答ニ御座候処、今日者右手当米之

十四日 晴天 金五拾五匁七分五厘 八分
錢八匁九分三四厘 加州米百弐拾弐匁
為替(二十匁) 金七(百七十匁)シ打
銀舟工チシ、打

一、昨日之所二記シ有之候当町手当米四役分白米八升、会所へ
半兵衛持參月行事虎屋七郎兵衛へ相渡請取書取置キ候事
一、此節掲米屋共へ押買ニ参り不法之族有之候付、相恐レ自然
与掲米屋小壳相休ミ居候故、却而未々不致安心可為難儀間、
聊不億、唯今迄之通相場立直段ヲ以正道之商ひ手広ク可致旨
惣年寄中ル触書相廻ル

一、当町内ル廻文左之通

此節世間騒敷御座候付、追々御触御手当も被仰附、猶
又町々ニも昼夜番人差出置候様被仰付候、此上理不尽
之者共何方となく無法之致方可有之哉ニ付、町内一統
手当として当分昼夜六人宛番人相雇置、油断無之様無
難取斗可申積、依之夜分自身番之儀今晚ル半夜代り、
暮六ツ時ル九ツ時迄、同九ツ時ル明六ツ時迄御勤被成、

義付近辺示合セ等も有之候旁代ヲ以申上候段申聞候付、
相談之上無趣ニ付前文之通聞届遣シ候、勿論右手當
米壳渡遣し候節、万端手抜無之様取斗可被申旨申達候
但、米代ハ勿論引替ニ而夫々へ相渡し候積申

談候事

右番人御見改可被成候、尤暮ル木戸ヲノ番人差置候事
右之通今日御相談之上当分相極置申候間、此段御承知可
被成候、已上

五月十四日

家持
中宛

年寄
月行事

一、四郎兵衛町借屋之内へ手当米壳渡し候付、為立会庄助差遣
し候事

十五日 晴天 金五拾六匁五厘

為替(二十一匁)
金七シイ打

錢九匁毫分八リ武分

銀舟、
加州米百式拾四匁

金五拾六匁五リ毫分

為替間日
米相場休日

一、伏見町家守加賀屋佐七入來、此度同町家屋敷半兵衛名前相
求候付、右町内ル為祝儀銀(二)両持參いたし候付、為挨拶半兵
衛儀丁内ル挨拶可罷越之処、未町向顔見世も不相済事故追而
顔見世之節右挨拶申述候積、乍然会所迄ハ挨拶いたし置可然
候付近日罷越候積之事

一、四郎兵衛町手当米為立会庄助差遣し候事

但、今日限二而相止メ申候苦ニ候旨、笠五郎カミゴン申越

候

一、筈屋久兵衛手代山本嘉助入來ニ付、久次郎致面会候処、先

達而取組之儀御頼申上候処、其節銀子御不操合御座候由被仰
下承知仕罷在候、夫ル外方江掛合申候得共、川浚御手伝御用
ニ付諸銀主中何れも少々宛御仕送り有之趣并錢伝取引差支相
響キ、此節市中騒動(マフ)彼是之時節柄ニ一向銀子出方無御座、
必至之難渋當或至極ニ御座候、何分御教与被思召船(百貫日)メ、斗御
取組被下候ハ、当八月五日御金藏カマクラらマ仙両請取申候内ニ而
御返済可仕候、尤引当者先達而申上候通廻船七艘外ニ小家抬
ケ所斗リ御座候、右ニ而御直被打被下思召次第御取組之儀何分
ニも押而御頼申上候段申聞候付、何分銀子逼迫之旨程能断申
達候事

十六日 雨天折々小雨

金五拾六匁五リ毫分

為替間日
米相場休日

一、山本嘉助カミコト煮肴毫重酒壳樽為挨拶為持越候ニ付、時節柄右
躰一統斷ニおよひ候趣程能申遣致返進候事

十七日 晴天 金五拾六匁五厘毫分

為替(二十四、五)
金七シツサ打
銀舟シ、位
加賀米百拾九匁

錢九匁毫分五六リ

一、米高直ニ付末々之者困窮いたし候付、身元宜町人共ル施行
之志在之候ハ、聊不及遠慮勝手次第施行いたし遣候様御触在
之候

十九日 晴天 金五拾五匁九分五厘 為替間日
 錢九匁壳分武三厘 加賀米百廿武匁

昨十八日御触一、米高直二而末々困窮之者へ施行之儀十六日御書出しも在之、猶又於御役所御声掛けも在之候由、若自分施行二而引足り不申、自然名前等出候儀如何ニ存候者在之候ハ、縦鳥目壳貴文式貫文にても不苦候間、町々相糺惣会所江可差出候、一統難渋之者へ平等ニ割渡可遣候段御触在之候

一、右同断ニ付困窮之者町々相糺、明廿日正六時迄書付を以申上候様御触今初夜時廻ル、依之町内へ差出候書付左之通

未五月十九日 覚

一、今日被仰出候御触書之趣懶奉承知候、早速借屋之者相糺候處、當時凌兼候者無御座候間、此段御書上可被下候、已上

未五月十九日

廿一日 晴天 金五拾六匁九分五厘 為替 (二十二匁)
 錢九匁六七厘 銀カエシ打 加州米百武拾九匁

一、当町内左之通

去ル十八日宗旨頭町々年寄江被仰渡候者、此節米直段至而高直ニ付困窮人江施行之儀、当月十六日施行致遣度存付者聊無遠慮勝手次第可仕旨被仰出候、猶又不依多少ニ町々ニ取斗一統ニいたし惣会所へ取集末々平等ニ割渡可申候間、町々相調可申旨被仰渡候ニ付、北辺町々之内施行錢員數高惣会所へ被書出候町も有之并隣町之義も百貫文五拾貫文三拾貫文宛町々追々相談之上相極候趣ニ相聞候、依之丁内之義も一応御相談申上置度候間、明朝飯後無御不参会所へ御寄会可被成候、為其書付相廻候、以上

廿日 晴天 金五拾五匁九分五厘 為替間日
 錢九匁壳分武五厘 加賀米百武拾八匁

廿一日 晴天 金五拾六匁九分五厘 為替 (二十二匁)
 錢九匁六七厘 銀カエシ打 加州米百武拾九匁

一、当町内左之通

去ル十八日宗旨頭町々年寄江被仰渡候者、此節米直段至而高直ニ付困窮人江施行之儀、当月十六日施行致遣度存付者聊無遠慮勝手次第可仕旨被仰出候、猶又不依多少ニ町々ニ取斗一統ニいたし惣会所へ取集末々平等ニ割渡可申候間、町々相調可申旨被仰渡候ニ付、北辺町々之内施行錢員數高惣会所へ被書出候町も有之并隣町之義も百貫文五拾貫文三拾貫文宛町々追々相談之上相極候趣ニ相聞候、依之丁内之義も一応御相談申上置度候間、明朝飯後無御不参会所へ御寄会可被成候、為其書付相廻候、以上

廿日 晴天 金五拾五匁九分五厘 為替間日
 錢九匁壳分武五厘 加賀米百武拾八匁

一、伊勢講當番岩崎与右衛門此間入來、右講廿日頃相勤可申御差合無之哉相尋來リ候付、此節騒々敷義暫被見合候而可然哉、猶本店へも程克掛合被申候様申達候處、今日半兵衛本店へ外用事ニ而罷越候節庄右衛門へ面会右伊勢講之趣申達シ候處、彼店ニも同意之趣付、先暫延引致候積ニ申談候、猶當番江ハ本店も被申通候積ニ候事

廿二日 曇天

金五拾六匁五厘毫分

為替(二千匁)
金七シ、位打
銀工チシ、
加賀米百武拾七匁

錢九匁七八厘

一、去ル十九日被仰出候当地困窮之者江施行之志在之者追々惣会所へ町中一統ニいたし差出候、自分名前相顯し差出候者も在之候由、伝承いたし候事

一、同日被仰渡候困窮之者一町限相糺書上候処、右之者共江籠一軒ニ付鳥目百文宛相渡り候、尤年寄丁代惣会所へ罷出請取帰候由之事、右御割方甚少分ニ在之候訛者、困窮人高余り多人数ニ付御調らへ可被成候得共、左候而者及混雜候ニ付右之通御渡被遣、猶又極々困窮之者町内ニ而得手見極メ、来る廿五日書上可申旨被仰聞候由承之候事

廿五日 雨天

金五拾六匁五厘

為替

錢九匁四五厘

加賀米百三拾七匁

右同宛

越後屋半兵衛印

一、右同文

茅屋佐兵衛殿

未五月廿六日

越後屋藤次郎印

廿六日 雨天今朝雷

金五拾六匁五厘

為替問日

少々宛鳴 錢九匁六七厘

加賀米百三拾八匁

一、昨夜御触書相廻り候付、御触帳へ相記シ、右写京江戸へ遣し候事

一、右御触書之趣付今日当町寄会有之、半兵衛藤次郎罷出右御触承知判相調、左之通書付申候

覚

一、御触書之趣委細承知仕候、私義ハ勿論借屋相糺シ候処、當用米之外正米并切手預ケ米預リ米一切無御座候間、此段御書出シ可被下候、右相違無御座候付印形仕差出申候、以上

年寄

一、右同文

茅屋佐兵衛殿

一、右書付町内へ指出候付、鉄炮屋久左衛門より左之通書付取置

候

初日八ツ時より南伝馬町米屋衆四五軒打こわし、夫より廿一日夜二入小あみ町伊勢町本船町米屋方不残打こわし

申候、右為御知申上候、以上

五月廿五日夜亥ノ上刻

一、此度御触書之趣委細承知仕候、私義當用米之外正米并切手預ケ米預リ米等一切無御座候、此段御町内へ御

書出シ可被下候、右相違無御座候付印形仕差出申候、

以上

未五月廿六日

越後屋半兵衛殿

鉄炮屋久左衛門印

五月廿二日

大坂屋茂兵衛

江戸屋源右衛門

一、当町内より借屋中へ施行被致候付、惣借屋中へ施行請候哉、

又ハ請不申哉之旨其家主より早々相糺有無可申出旨申来り候ニ付、藤次郎家守之分ハ勿論店之義付頓着不及半兵衛名前借屋

鐵炮屋久左衛門相糺候処、施行受不申段申聞候
一、右之通ニ付、藤次郎半兵衛共借屋之分施行請不申段町内へ口上ニ而申達候事

付、藤次郎家守之分ハ勿論店之義付頓着不及半兵衛名前借屋

鐵炮屋久左衛門相糺候処、施行受不申段申聞候
一、右之通ニ付、藤次郎半兵衛共借屋之分施行請不申段町内へ口上ニ而申達候事

右書付京都へ今夕為差登候事

一、右江戸表騒動之儀、江戸店より四日切仕立飛脚ニ而京店江通達在之、則來状并願書写共今午ノ半刻出通り走りニ而申来暮時着、左之通

一筆致啓上候、然者昨夕当地騒々數様子荒方申進候相達

御承知可被成存候、其節申入候御慈悲願書并被仰渡候書付之写今夕為差申候、御一覽可被成候

一、一昨廿日夜赤坂辺ニ而春米屋三拾九軒打崩シ、米穀有

合候分切解大道へ毒散シ、其外家内荒申候由

一、廿一日八ツ時頃芝口ニ而米屋三四軒打崩シ、夫より南

伝馬町万屋作兵衛方へ手紙ニ而追付打崩ニ參候間致用心

候様にと申参候ニ付名主へ相断申候由、無程子共五六人

参り見世へ石投打扱いたし、夫より人數段々相重り米小豆

有合ノ分一緒にいたし大道江毒散し、二階へ上り長持簾箇之類不残屋ねより投下し散々打碎、中之衣類夜具之類

寸々ニ切、帳面悉切破候而山のことく積有之由、夫より新

丁堀辺浅草御藏前札差衆花川戸町迄、是より西神田川岸者明神前津輕屋其外拾武三軒斗本郷辺迄崩シ、東ハ深川藏屋敷不残右米屋衆井外商壳少々、夜中道戸差申候處、車ニ而戸門等打崩シ門入申静リ不申候、已上

廿七日 天氣 金五拾六匁毫分五厘 為替金(三十匁)
錢九匁毫分 銀工チシ、 加賀米百三十六匁

一、江戸飛脚より相知候趣左之通

一、当廿一日夜明ケ方赤坂米問屋貳拾武三間打崩、同八時より南伝馬町貳丁目萬屋作兵衛殿并同所米屋方貳三

軒崩シ、夫より数寄屋川岸芝口金杉田町辺米屋方不残ニ

わし、夫より中橋北者鎌倉川岸伊勢町舟町ニ而者白子屋

大池小池高間等、扱又堀留辺大伝馬町米屋方殿村小津

何れも崩シ大丸店少々、小舟町川村八兵衛小あみ町兵

庫屋井鳥居等靈岸鳴米屋方茅場町石橋なだや伊勢喜八

佐久間町三丁目	内田屋と申酒屋
米屋式軒	外二質屋池田屋
一、 讚岐屋	佐久間壹丁目式丁目
三田屋	米屋不残
足利屋式軒	
佐久間町四丁目	
一、質干物錢屋	新シ櫛向久右衛門町
豊嶋屋	
鎌倉川岸	
一、 米屋四軒	出相宥可申与致用意居候處、何之障りも無御座先難有奉
小網町二面	心ニ罷在候、當店証文簾箇其外諸帳面等穴蔵へ仕舞夜前
一、 米屋其外共	者惣容起居申候、両店共万一押掛參候ハ、酒握り飯杯差
式拾三軒	候よし、委敷事者相知不申候、扱々前代未聞之事甚不安
本船町川岸	
伊勢町道定橋迄	
家並五拾壹軒	
米屋多余商売も	
有之	
右之内閣口と申米屋斗二階	
下共打崩シ候、其外者表戸	
斗破り候よし	
箱崎町此方屋敷	
表側不残	
是ハ色々商売在之	
何れも地貸之仁也	
一、此間新堀鹿嶋屋と申所二面二日之間百銅ニ白米七合宛	
壳申候よしニ御座候	
一、此方抱屋敷之内南茅場町ニ米屋四軒有之、是茂打崩シ	
米小豆之類有合候分切解大道へ時散候よし	
一、右之通ニ而今日茂相鎮り不申、九ツ時大工町向店中店江	
三四人参り米を貸吳候様申候ニ付、此方者米屋ニ而無之	
少々所持之米有之候得共は是者大勢之致飯米ニ候付かし進	
候事ニ相成不申段断申候處、随分何角共存居候間かし吳	
候様与申募りとや／＼と大勢押込理不尽ニ米大豆之類持	
出申候得共中々防方無之、乍見不残奪取られ申候、其中	

兵庫屋弥兵衛方大荒川岸土蔵ニ米百俵斗有之を三拾俵程
 切解井戸江打込候由、御咸前ニ而伊勢屋四郎右衛門大キ
 二相崩候よし、本船町白子屋と申米屋是モ二階迄も打崩
 候よし、委敷事者相知不申候、扱々前代未聞之事甚不安
 心ニ罷在候、當店証文簾箇其外諸帳面等穴蔵へ仕舞夜前
 者惣容起居申候、両店共万一押掛參候ハ、酒握り飯杯差
 出相宥可申与致用意居候處、何之障りも無御座先難有奉
 存候、何卒最早相鎮り候様希申候、當店両店共今日者申
 世明不申両店者格子を入居被申候

一、南伝馬町米屋之内ニ昨日相逃候米屋壹軒有之、今日打
 崩ニ参り候抔暉有之候哉、白米壹升百文ニ壳候よしニ付
 夥敷買入参り申候よし

一、此間新堀鹿嶋屋と申所二面二日之間百銅ニ白米七合宛
 壳申候よしニ御座候

一、此方抱屋敷之内南茅場町ニ米屋四軒有之、是茂打崩シ
 米小豆之類有合候分切解大道へ時散候よし

一、右之通ニ而今日茂相鎮り不申、九ツ時大工町向店中店江
 三四人参り米を貸吳候様申候ニ付、此方者米屋ニ而無之

少々所持之米有之候得共は是者大勢之致飯米ニ候付かし進
 候事ニ相成不申段断申候處、随分何角共存居候間かし吳
 候様与申募りとや／＼と大勢押込理不尽ニ米大豆之類持
 出申候得共中々防方無之、乍見不残奪取られ申候、其中

同心衆御出候而漸鎮り申候、本店中店へも參候処、門口
二大勢鳶之者居申候故内江這入不申、先相遙レ申候、向
店中店ニ有之候米八拾俵大豆拾五俵斗有之候處不残奪取
申候よしニ御座候、何卒駿河町へ参り不申、是限りにて
相鎮り候様ニと奉希候、扱々不大形不安心成事ニ而何与
成行候事哉覽と心痛仕罷在候、大坂ニも右躰之儀有之候
段今日書状到着承知いたし扱々恐敷事ニ御座候、右之段
主中様方へ可被仰上候、嘸々御案シ可被遊と奉存候、此
書状本店申合四日限幸便ニ京登申候、已上

江戸店

五月廿一日申上刻出

京店宛

書附を以申上候

一、打統米直段至而高直ニ付町中一統困窮仕、別而其日稼
仕候者共儀者渡世格別ニ出情仕、飽食糧相用イ取統罷在
候得共、右之者共之内ニ茂病人或者厄介多ニ而取統兼候
もの御座候得者御しらへ之上御願申上、追々御救米頂載
仕候ニ付餓死仕候もの茂無御座一統難有仕合奉存候、且
又米穀之儀問屋共茂荷主へ掛け合預ケ米等貯不置、仲買
ニ不限米商壳人江者勿論、素人江茂直段引下勝手次第直
壳仕候様御触被成下候得共、兎角米穀払底ニ而追日米直

段高直ニ罷成、当月上旬迄者金壺両ニ付玄米三斗より三
斗四五升仕、小壳米之儀ハ百文ニ付白米四合より四合五
勺位相当リ候得共、一両日來者金壺両ニ付玄米武斗位
之相庭ニ而白米ハ百文ニ付三合内ニ茂相当リ可申哉ニ奉
存候、唯今迄軽きもの共之儀者不及申、人數多ニ而相應
儀故右被仰渡之趣ハ不洩様逐一為申聞一統難有奉存候、
猶又暮方失墜無之様無油斷取統候得共、米相庭右之通日
増ニ高直ニ罷成、小壳重ニ仕候春米屋共儀茂少元手ニ而
商壳難取統ニ付一両日者多分渡世相休候もの有之、勿論
米穀之儀ニ付候而者同町 御奉行様種々御勘弁茂被遊候
旨奉承知候之間、可相成たけ名主共利害申聞騒立不申様
取斗候得共、前書之通日々米直段引上當時米相庭ニ而居
り有之候様ニ成行候而者、輕キ者共者不及申、相應ニ取
統候もの茂唯今迄年々暮方而已難儀仕、此節迄漸仮成ニ
取統暮方ニ手を尽し候上之事ニ付、町中身上善惡之無差
別一統差詰リ可申、其上日用之飯米ニ差支、或其日稼に
て茂飯米料ニ茂引足り申間敷、且又先達而カ御触被仰
渡等も御座候儀ニ付町中家主共御慈悲願ニ罷出候儀茂恐
多キ事ニ付、名主共カ種々利害申聞差留候間、家主共之
儀ハ其段相弁ヘ候得共、店々之者共ハ取統兼候趣一向ニ

相歎候間、不得止事御慈悲願ニ罷出候町茂御座候ニ付、

其時之御奉行様御慈悲御憐愍之御利害被為仰渡候間罷帰、
店々之者へ茂右之趣委敷申聞相宥置、名主共儀も猶又得
与家主共江輕きもの共騒立不申様利害為申聞置候得共、
追日差詰り取統兼候もの多相成候様ニ而者町中一統必至
と難儀仕自然ヲ騒立可申哉と奉存候、右之段御聞済被成
下、此上御救御慈悲之儀一統行届候様奉願上候、尤右躰
申上候儀甚奉恐入候得共町中一同相歎候事故不得止事
無是悲此段申上候、已上

天明七年未五月十八日

南北年番
名主

右之通今日南北小口年番申合、奈良屋市右衛門殿へ書面
差出候處、御伺之上御沙汰可有之旨被申聞候間、町々騒
立不申様前書之趣御支配町々江可被仰渡候、此段御達申
候、已上

未五月十八日

北方中通り
年番

一、米

名主押切
何程

何人分

内女并小兒何人

但、壱人前一日式合宛日數五日分壹升之積り、女并小
兒者一日壹合宛五日分五合之積

右之通支配分買請相望候、已上

何町

名主誰

右之趣名主殿ら被申聞候、已上

行事
忠次郎

同日

口上之覚

打統米直段至而高直二付町方及困窮候處、此節者米私底

二付小壳商内相休候所茂有之難儀之趣相聞候ニ付、時々
相庭を以米買請望之者者名主支配限相しらへ、壱人前一
日式合宛五日分一升之積り別紙案文之通名主押切之書付

請ニ可罷出候、右者差當難儀を相凌候ため当分右之通被
仰付候間、此旨組合不洩様早々申通し明後廿一日より買
付候間、本船町伊勢町小船町米仲買共之内へ月行事差添買
請ニ可罷出候、右者差當難儀を相凌候ため当分右之通被

請ニ罷越可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

未五月十九日

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

未五月十九日

覺

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

何月幾日

本船町

伊勢町

小舟町

米仲買中

下ヶ札

本文押切書付之儀買請人壱町限ニ被成候而者口數多米

屋共方ニ而混雜可仕候間、御支配限一紙二人數高御書

加江御支配町銘不殘御認何ノ誰と被成、米高之處本文

之通押切割印被成可被遣候、尤御名前之下江者御印形

二ハ不及候

本船町

伊勢町 米仲買

小船町

右之通河岸藏ニ紙札張置候

一、昨十八日南北小口年番より米高直ニ付一同困窮之趣申立候ニ付、奈良屋市右衛門殿ニ茂猶又勘弁之上委細被申

立候、依之此度入津米買請之儀昨十九日甲斐守様御内寄

合ニおひて被仰渡候段市右衛門殿被申聞、別紙名主方より之押切書付下書を被相渡候ニ付御達シ申候、依之本船

町伊勢町小船町米仲買共方江前書御下書之通各様押切書

付并代金を持、買請人二月行事差添米調ニ罷越、尤右買

請罷越候節せり合混雜不致様ニ可申付旨市右衛門殿情々

被申渡候間、此段御支配町々江可被仰渡候

但、右壳米者六日米ニ有之候間其段茂相心得候様被

仰渡、勿論時相庭を以相對之儀ニ付、買請人亦者

月行司共万一心得違ひニ而かさつ不法之儀有之候

而ハ如何之儀ニ付、此段も心得違ひ無之様得与可

被仰渡候

右壳米買請候者五日分日數之内八重ニ買請不申様、是又

御しらへ被成可然存候

未五月廿日

北方中通り
年番

右之通名主殿被申渡候

行事
忠次郎

忠次郎

一、今朝致通達候買請米之儀、縱者輕きもの共之内ニ而も主人方へ通奉公等いたし候もの、又者町々江抱置候書役

之類者不及申、其外右ニ准シ主人方手當有之もの相除

キ、日用之飯米当日限調候程之者はかり買請候様御取斗

可然候、此段南北年番申合候間御達申候

右之通年番より申來り候、以上

未五月廿日

名主

神田鍋町御慈悲願ニ罷出候願書之写

乍恐書付奉願上候

一、神田鍋町家主奉申上候、諸色米穀高直二付度々御触被仰出候ニ付乍恐奉畏候、然ル處去ル卯年より引続米穀高直ニ罷在候上至而米高直ニ付、町内一統及難済誠ニ困窮仕、粥糧等割合少々宛相用ひ候得共可及飢事ニ付、店々之者共何れ相願吳候様度々申出候得共、錢相庭等茂引上候得者米も少しハ下直ニ可相成哉ニ而押宥罷在候内、一兩日者別而米高直ニ付春米屋共ハ賣買相休罷在候得共、裏店之者共迄其日稼之者共故右米屋相休候上者可及飢趣申入候ニ付、無是悲御訴訟申上候、何卒御慈悲を以御救被成下候様ニ町内一統難有仕合奉存候、已上

神田鍋町	月行事	德兵衛
同	五人組	小兵衛
同東横町		
月行司	源兵衛	
同西横町		
月行事	忠藏	
同北横町		
月行事	源八	

右願書差上候処、前書同様之被仰渡ニ而隨分相稼凌候様ニと御利害被仰渡候由、

廿九日 午時前より 雨天 金五拾七匁六七分 為替間日
錢八匁九分八九分 昼相場九匁四三分
一、去ル廿四日浜方年行司東御役所江戸表より御買米マ万サ仙石被仰付候条早々相調へ候様被仰渡候付、此節当地有米至而無數中々相調申間敷候段精々御断申上候而漸イ万石御請申上則去ル廿六日右イ万石買調其趣御届申上候由、直段者加州米津輕米新発田米平均舟マシチ、替之由、然ル処

廿八日 曇天八時雷雨 金五拾六匁五六歩 米相庭休日御田
錢九匁七厘 為替江戸騒ニ付取なし

一、江戸騒キ筋ニ付彼地為替方両替五軒より当地両替方江通達有之、暫為替取組見合候様申參候由、炭安手代断ニ參候事

一、米穀高直ニ付困窮之者江町々限并身元宜キ者より追々施行在之、且借屋在之者夫々借屋江合力いたし候事ニ付、先日京都へも相伺御聞濟在之候付、相談之上、当地抱屋敷借屋之内困窮之者へ人別島目セ舟文宛施行政遣候様諸家守中呼寄書付を以申達候事

一、去ル廿二日相記候通、末々極困窮之者去ル廿五日町々より出候者共江竈壱軒ニ鳥目百文、且人別壱人二百四拾八文宛之積、於惣会所昨今ニ相渡り申候由、暨者壱人住之者者貳百四十八文、貳人住者四百文、其余右ニ准し壱人ニ付百四十八文宛相増候事

廿九日 午時前より 雨天 金五拾七匁六七分 為替間日
錢八匁九分八九分 昼相場九匁四三分
一、去ル廿四日浜方年行司東御役所江戸表より御買米マ万サ仙石被仰付候条早々相調へ候様被仰渡候付、此節当地有米至而無數中々相調申間敷候段精々御断申上候而漸イ万石御請申上則去ル廿六日右イ万石買調其趣御届申上候由、直段者加州米津輕米新発田米平均舟マシチ、替之由、然ル処

又々セ万サ仙石何分ニも相調候様被仰渡無是非罷帰隨分買立候處、中々都合不致、漸イ万セ仙石色々といたし相調其趣申上、此余者逆も相調不申段申上候處、いつれニ右セ万サ仙之御高出来不申候而相済不申候間諸方切手所持之者多少ニよらす吟味いたし候様嚴敷被仰渡、依之諸方壳先迄吟味いたし夫々書出し申候由、然レとも中々残イ万マ仙石者相調申間敷由、就者昨今相庭立会不申、勿論浜方ニ者一向米無之由、漸小麦大豆など少々商内在之候斗之由、肥後小麦舟セシチ^(音二十八冬)、ニ而商内在之候由、右之趣ニ付米屋小売相休候者も在之、此末如何可有之哉と何方ニも案し居候噂而已承り候、當時買持在之候分尾州様紀州様姫路其外御大名様方ニも凡セ万石斗も在之候由、併右之内ニ者未買入出来不申分も在之候得とも御屋敷^(三百四十)、左御届之高右之通ニ候由、其外町人飯米之手當或者上積注文未積残り在之分共不残書上候事之由噂承り申候事

一、天満いせ町茶屋吉右衛門方ニ薩州赤米其外雜穀類合^(三百四十)マ舟ツシ石斗所持在之候由、塩町小橋屋壹兵衛方買持米余程在之候處先日騒キ已來追々壳払當時マツ仙石斗相残り在之候由、是者未船着不申下辺ニ在之米高之由、最初御糺之節一向買持不仕段申上候處御吟味之上右之通所持米在之候付、兩人共家内付立町内へ御預ケニ相成候由致伝承候事

一、抱屋敷借屋中江施行之儀、昨日家守中江相渡し候書付左之通

口上之覚

一、此節八木格別高直ニ付、借屋衆中之内至而困窮之仁江者壱人前鳥目式百文宛人別差贈り申度候、尤家別ニ差送リ可申様ニも存候得とも、左候時者少人数之借屋中割合宜相成多人數之借屋中割合相減候付、平等之心持を以右之通取斗申候条、此段心得違無之様夫々江御申通人數御糺御申越可被成候、不及申此方左押而差送リ候儀ニ而者曾^而無之候、向方左相望被申候ハ、前件之通壱人前式百文宛之積を以勝手次第御施シ可被成候、已上

未五月

右之通書付相渡置候處、外並借屋江之施行大方軒別之方多ク在之候故哉、右人別之思召者隨分御尤ニ者存候得共、却而混雜之儀も可有之哉、矢張軒別之方外並ニ應し候而借屋中之請可宣旨家守存念申出候者多分在之、又右人別七舟文ニ而隨分借屋之者納得仕難在存可申と申出候も在之、或は町内家守中申定在之町者其趣申參候も在之、色々訛達候得共、先多分軒別之方可然旨申參候ニ付、猶又相談之上軒別鳥目イ^ム文宛差遣し候様相決、則右之趣家守中へも申達、今日左追々借屋中相施申候、委細之儀者施行一件別帳ニ記ス

一、今日金相場俄ニ引上、二番九夕式三分迄引上候、右之趣意者色々風説在之不相分候得共、先江戸騒キニ付為替出来不申

候ニ付正金下シニ不致候而者相成不申、依之小判入口多既式
朱判継貨も格別ニ高直ニ相成候、又此間御買上米イ万石代銀
イ仙セマ舟^(二百貫分)、鴻善油彦両家へ今日請取帰り申候由、追々御
買米代銀出可申哉、且陰氣旁ニ而引上候事之由、取沙汰承り
候事

二番七匁也

晴天 金五拾七匁八分九匁八匁 御月番 佐野備後守様
錢八匁九分三四厘 酒井与左衛門様

為替取引なし
米相場休日

下番手前

二日 晴天 金五拾七匁三三分
錢八匁八分三四厘 加賀米百三拾九匁

為替

一、梶木町借屋中江、施行被成下難有旨、惣名代として河内屋喜
兵衛ト申者為御礼罷越ス

表向取引なく内景氣
金七十匁、三十匁

五日 快晴甚暑 申四刻土用二入 金五拾七匁壹分
量過雲^(動)雷少鳴 錢八匁九分三四厘 加賀米百六拾目

為替
銀マシ、

金七十匁、三十匁

一、江戸表騒動^(動)付廿四日出無番状今五日申刻到着、則來狀
並聞書荒増扣置、委細之儀者聞書帳ニ有、御触書も同断
一、昨廿二日申上刻出京都江四日限之書状差出、其元江も被

相達候様及通達候、相達御披見当地之様子御承知可被成存
一、昨日相記置候買米セ万サ仙石之儀、昨夜年行司御役所へ
被召出、右御買米之儀暫御見合被成候間當時可相調由之

一万七仙石之内も三分一者勝手次第壳買可致、三分一者先當
分浜方ニ除置候様可致段被仰付候由、依之今朝者少々浜方相

一、昨日此辺者先何事も無之候、与力同心衆御廻り嚴敷、其

ゆるみ世上共先安氣之筋ニ相聞得申候、尤前書相記候正米并
切手等御糺之儀者隨分団もの無之様之御尋と申尊ニ候、今日
者愛染会越ニ付相庭者休日ニ付直段相知不申候事

一、此間中米相庭立会不申且有米御糺等も在之候ニ付、搗米屋
共小売不致相休居候者多在之候付、右躰にては又々其日過之
者可及難儀候間、隨分無遠慮小売等早々相始候様との御触廻
ル

上御先手方御十頭御組御召連御廻り御召捕御手二余り候ハ、切捨ニ被成候様被仰渡、町方ニ而も隨分相防守ニ余り候ハ、少々打殺候而も不苦候之段御番所ニ而被仰渡候由ニ而町々も氣強相成、鳶之者大勢兩木戸江相扣早拍子木を相図ニ家々より棒持出鉢巻ニ目印致同志討無之様申合致用心罷在候故哉、昨晩者何事も無御座候、併一昨晩三四度早拍子木ニ而相騒候所何方江參ル与申事も相見得不申、昨晩一兩度同様ニ御座候得共騒候斗ニ而何事も無之候、駿河町三店芝口店共別条無御座難有大慶奉存候

一、右之通此辺者先静ニ御座候得共、昨日者端々ニ而高輪、品川、本所、深川、千住、駒込、丸山、本郷、小石川、牛込辺段々打瀆候由、大騒動ニ而御座候

一、右之通ニ而米屋脊米屋共ニ米壳不申大差支ニ相成、米雜穀商壳抔江參リ理不尽ニ買取或代錢不差置奪取之族も有之候付、御上より其御手當御座候而商壳相初候様ニ被仰出候、則則

一、此方店々世上共大方商壳相休罷在、此節之様子中々筆紙ニ難尽恐鋪事ニ而誠前代未聞之儀ニ御座候

一、御買請米今日より日本橋四日市ニおるて名主立金ニ而先達而伊勢町米屋共江被仰付候買請米被仰出候

一、昨日町年寄奈良屋殿より兩替屋仲間呼ニ参り、今日御藏より金七万両出候間、一夜預り候様被申渡候ニ付、此節騒々敷

御座候間御免被下候杯断申達候處、成程尤之事ニ候得共段々相鎮候得者相預り可申、勿論御手當御用金一夜之事ニ候間断被申候而者為ニ相成間敷与被申渡候ニ付、不得止事仲間六軒江相預り申候、然ル所今日右御金御藏より出候ニ付仲間より御藏江龍出御世話致候、御金者北御番所御藏江入候、此金子町方江被下候御金ニ可有御座被存候

一、右之通御捕方嚴鋪、御米金等御手当被成下、御触も出候ニ付治り候哉、今日者何方より參り候噂も無御座、少々穩ニ御座候、何卒相続追日相鎮リ諸商壳も相始候様奉希候、先々右之段為可得御意如斯御座候、以上

五月廿四日

江戸店

六人

大坂店五人宛

聞書

一、今廿二日七ツ時前、通式丁目白木屋之米を車ニ而曳參り候を大勢ニ而取ニ掛り、廻り之衆御出四人被召捕、残り外打申候、往来人夥敷事ニ御座候

一、今七ツ時より町々木戸より潜り往来致候様被仰渡、町々木戸方角平人平吉見分三拾三軒、御藏前天王橋辺三軒、御門跡前武軒、光徳寺前六軒、池ノ端中町三軒、湯鳴天

神下三軒、同所裏門前拾八軒、本郷六町目より毫丁目迄

五軒、神田明神下、但下谷より美濃輪辺者只今最中之由、

八官町二面春米屋三軒、新肴町二面伊勢屋半兵衛御屋

敷方江春入致候米屋土蔵江詰置候米五拾俵斗も被盜取

候由、深川本所辺米屋、青物町新道春米屋二軒、左内

町米屋

一、今日昼之内殊之外此辺騒々敷、本店江五人飯を給させ吳

候様申参り、則振舞遣候、然ル所右之儀御番所江相知候由

二而名主助右衛門殿被申聞候者此後右躰之者共參候ハ、振

舞置、直ニ名主方江申聞候様被申候段、和田七右衛門本店

江申米候

一、此方抱之者呼寄置、參候ハ、酒杯振舞相有置、直ニ御捕

方御願申上候積、家守中与手筈致置候事

一、豊田庄兵衛其外所々豊田二者紀州米ヲ申候得共不聞分取

散候由

一、坂本町万屋長右衛門申來候者、町内二米買貯置候者有之、

此米を町内ニ売渡候様町内より町限り輕キ者江白米ニして売

遣候様被仰渡候、右春賣地王方より御出被下候様ニと申参り

町内一統之儀ニ付聞届遣候事

一、玄米武斗七升替ニ而賣請 一、白米ニノ百文ニ四合七勺ニ売渡ス

右之通申来ル

一、昨日中店ニ而米を奪候者大方近所之者ニ而、今日ニ相

成内々ニ返し申度段申參候者余程有之候得共、御訴申上候

事故内々ニ而受取申事相成不申段申遣候由

一、御先手十頭町方騒々敷候ニ付、所々相廻召捕候様被仰渡

候

長谷川平藏様 松平庄左衛門様 安部平吉様 河野庄左

衛門様 安藤又兵衛様 柴田三右衛門様 小野治右衛門

様 武藤庄兵衛様 奥村忠太郎様 鈴木彈正少弼様

町方騒々敷趣相聞得候ニ付、組之者召連今日より相廻りあは

れ候者共召捕町奉行江可被相渡候、尤手ニ余り候ハ、切捨

二致候而も不苦候間、其趣可被相心得候

右之通被仰出候由、其外御触書并委細之儀者聞書ニ有

六日 快晴
金五拾七匁壹分 為替問日

錢八匁九分六厘 加賀米記載ナシ

一、今晚月次寄会相勤相談之上左之通

一、此度当地抱屋敷借屋中并出入方等へ施行之儀京都へ

相伺候處御聞濟御座候付、惣借屋中江著先日より追々施

行いたし相済申候、出入方之儀此節合力之願等者不致

候得共、去ル辰年米穀高直之節合力も致遣候儀ニ付左

之通

一、鳥目武貴文宛

此錢(十四貫) 文代(百二十八匁一分) 舟七兵衛又米衡平兵衛率七
但去ル辰年者白米式斗宛

此代銀(二十五匁) セシサ、ニ当ル

当地限了簡を以合力致し遣シ候

此度之儀時節柄相減セバ文宛遣ス

十一日 快晴 金五拾七匁五厘 為替(二十匁) 金七シヽ打

錢八匁九分九厘 銀マゾン(三、四匁) 加賀米百三拾五匁

一、玉水町家守錢屋武兵衛署氣兒舞入來、且先達而借家中施行
挨拶有之候事

史料 4 大坂両替店「永錄」(安永六年～寛政六年 三井文庫

所藏史料 本一八 抄錄

天明七丁未年五月施行記

一、去ル天明二寅年已後打続米穀高直世上及難儀候付、去ル辰年春追々御吟味在之、米買メ致候もの共御咎被仰付、右買持米之分至而下直ニ町々江御壳渡被成、町々おみて末々之者江下直ニ壳渡遣候様被仰附候、且於所々志之者より施行等致候趣相聞候、然ル处辰年秋作大概出来宜故歟、翌已年より者米直段

も少々下直ニ相成相緩候方ニ在之候処、去午秋閏東筋出水大損毛其外諸国共作毛不熟由ニ而米穀段々高直ニ相成候、依之諸國酒造是迄御定高半石濱ニ被仰付候、其後亦御定高三ケ一造被仰付候、尤江戸表別而米高直ニ付當未正月於大坂毫万石迄相庭引上申候、扱節句後加州米ニ建替り候處弥高直味入九斗四五升百三拾目ニ相成候、加州米建物ニ相成候儀ハ二十余ヶ年已前より今年迄無之候、此節外米甚無數故加州米建米ニ相成申候由、白米ニ而石ニ付式百目に壳、上米者無之隨分下米ニ而式百文迄引上未曾有之高直身輕之もの大困窮ニ及候、右之通米穀高直有米無數當秋新穀廻着迄之取統無覺束候ニ付、たとひ身元宣者逆も朝夕かゆを給諸事候約相用ひ候様、且米買置少しも致間鋪候、米屋共も一分之利潤を不存止意之直段を以壳渡可申旨追々御触有之候、然ル处五月十一日夜天満伊勢町茶屋吉右衛門宅江大勢押寄家作諸道具打損し、翌十二日者諸方米屋其外數十ヶ所打崩し、或者少々之価ヲ以米穀押買いたし、亦者奪取候旗も在之大騒動ニ及び候付、早速御手当ヲ以御取静有之候而十三日ハ先相治り申候、右打潰し候意趣者当五月節前米代壳掛銀米屋方取集候上節句後より掛壳一切不致旨米屋一統申固メ候由、依之末々之もの必至と差詰リ大ニ意恨含ミ、且米買メ致候ものも在之趣聞知人氣立候故与相聞

得候、右之通ニ付米屋中一統商相休ミ候故弥差支、困窮之もの飢ニも可及趣ニ付御触有之、一町限相糺心添いたし遣、此上騒キ立不申様取斗可申様被仰出候付、於町々米買調置末々之ものへ者日々人數ニ應し直段下直ニ壳渡遣し、右直違之失墜ハ町中家持へ割付償申候事候、此方抱屋鋪割方償銀奥ニ記ス

一、右之通末々之もの及困窮候付、施行志之者者聊遠慮なく勝手次第可致候、若名前等相顯し候儀如何ニ存候もの者其町々一統相結ひ惣会所江可書出候、志者多少ニ限らず毫貫文武貫文ニ而も可書出候、右書出高ハ於惣会所町々困窮人御調之上御割渡可被遣段被仰渡候、依之町々志次第出錢いたし、又自身名前を顯し出錢致候ものも在之候、倍又困窮人町々限相糺書上候様被仰渡、即五月廿日町々書出候処、同廿二日竈壺軒ニ付錢百文ソ、御割渡被成候上、尚又極々困窮之もの得与相糺書上候様被仰渡、則書出候処、同廿八日極困窮之もの竈壺軒ニ付百文ツ、并人別壺人前二百五拾文ツ、御割渡被下候、號者壺人住之もの武百五拾文、武人住者四百文ニ相当り申候、其余者人別ニ應し右之割を以御割渡ニ相成申候、右出錢之儀其町柄ニ隨ひ惣会所へ差出し、且其町限借屋困窮之ものへ施行いたし候町々も有之、此割方役割額割ニ致候も在之候得共多分志次第取集候趣ニ付身元宜キ家持ハ過分出錢致候事ニ候、此方抱屋鋪町々出錢之割奥ニ記ス

一、右之趣ニ付身元宜キ者者無縁之町々江も困窮人之分江施行いたし候ものも有之候、抱屋鋪借屋中井出入方等へ追々施行致候趣相聞得申候、此方近年此節柄之上前文之通町々割も相掛リ旁別段施行之儀意劫成儀ニ候得共、外々一統施行いたし候義故此方借屋之内ニも彼是取沙汰いたし候趣ニ付不得止事、京都へ相伺候處御聞済有之候ニ付、猶亦外並承合惣借屋中井新田下百姓之分当店出入方之もの等へ施行いたし候分左ニ記ス

右前書相記候外追々御触、且江戸表其外諸方騒キ之様子日記録御触帳等ニ相記候ニ付、略々当地近年之様子荒増此所ニ相記置候事

元方持抱屋鋪施行左之通

一、五拾目四分

高麗橋壺丁目四軒役分
〔五百六百〕

町中より施行錢割サヅカ舟文代
〔五百六百〕

家守へ心付武朱一片代

右同町武軒役分町中より

施行錢セヅチ舟文代

本鞆町壺軒役
〔五百六百〕

右同断錢イヅチ舟文代

高麗橋壺丁目武軒役
〔五百六百〕

右同断錢セヅチ舟文代

家守江心付武朱一片代

一、七匁四厘

一、武拾五匁武分

一、九匁

一、武拾五匁武分

一、七匁四厘

- 一、百五拾目三分
右同所町中より施行
錢シカヅ文代
- 一、三百八拾八匁武分九厘
右同所借屋四拾三軒江
施行錢ツシマヅ文代
- 一、拾四匁七厘
家守心附金舟疋代
但軒別イヅ文ツ、
- 一、百八拾武匁
右同所借屋拾軒へ施行
錢セシヅ文代
- 一、百武拾六匁四分武厘
右同所借屋拾四軒へ
施行錢シツヅ文代
- 一、四匁八分
右同所丁代下役江合力
但軒別イヅ文ツ、
- 一、拾八匁武分四厘
右同所右同断施行錢
割セシサヅ文代
- 一、武百武拾四匁五分
右同所借屋八拾五軒へ
施行錢チシサヅ文代
- 一、拾八匁六厘
右同所右同断施行錢
割セシサヅ文代
- 一、七百六拾七匁五分五厘
右同所借屋八拾五軒へ
施行錢チシサヅ文代
- 一、大坂店持抱屋敷施行左之通
白髮町困窮人江町内
施行錢代わり
- 一、武拾三匁五分毫厘
右同所借屋武拾六軒江
施行錢エヅ舟文代
- 一、七拾目武分
但軒別マ舟文ツ、
家守江心附金舟疋代
- 一、拾四匁八厘
本天満町困窮人江町内
但軒別イヅ文ツ、
- 一、九拾毫分
右同所右同断施行
錢ワリシヅ文代
- 一、九拾匁五分
右同所借屋拾軒へ施行
錢シヅ文代
- 一、拾四匁七厘
家守ヘ心附金舟疋代
但軒別イヅ文ツ、
- 一、六匁八分
棍木町町内困窮人手当米償割
右同所右同断施行
- 一、九拾毫分
右同所右同断施行
錢ワリシヅ文代

- 一、七匁四厘
一、四拾五匁
一、百拾九匁八分
一、拾九匁八分
一、拾四匁八厘
一、八拾目八匁^分式厘
一、拾四匁八厘
一、四拾五匁五分
一、百武拾六匁七分
一、拾四匁八厘
一、九拾壹匁六分式厘
一、五拾贰匁壹分八厘
右同所借屋拾四軒へ施行
錢シツヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守へ心附金舟疋代
一、百四拾五匁六分
一、百四拾四匁八分
一、拾四匁八厘
一、三匁六分
一、拾八匁三分
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心附金舟疋代
古手町困窮人江
町中弓施行錢割サメ文代
右同所借屋拾四軒江
施行錢シツヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心附金舟疋代
一、百武拾六匁七分
一、拾四匁八厘
一、九拾壹匁六分式厘
一、五拾贰匁壹分八厘
右同所借屋拾四軒へ施行
錢シツヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守へ心附金舟疋代
- 一、武拾目六分八厘
一、百四拾五匁六分
一、百四拾四匁八分
一、拾四匁八厘
一、三匁六分
一、拾八匁三分
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心付金舟疋代
高麗橋三丁目町内
困窮人手当米代割
右同所右同断施行
錢割セヅ文代
堂鳴壹丁目町内
困窮人手当米代割
右同所右同断施行
錢代割
右同所借屋拾四軒へ施行
錢シツヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守へ心附金舟疋代
- 右同所丁代江武朱一片下役兩
人江錢サ舟文ツ、垣外番ヘ
錢サ舟文合力遣ス代
江戸堀宅丁目町中
困窮人へ手当米代割
右同所右同断施行錢
割シカヅ文代
右同所借屋拾六軒
施行錢シカヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心付金舟疋代
右同所借屋十九軒
施行錢シマメマ舟文代
但軒別工舟文代
右同所丁代へ錢工舟文
錢サ舟文ツ、合力錢セヅセ
舟文代
家守へ心付金舟疋代
山本町借屋九軒へ
施行錢ウヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心附金舟疋代
一、九拾壹匁六分式厘
一、五拾贰匁壹分八厘
右同所借屋拾四軒江
施行錢シツヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心附金舟疋代
- 奈良屋町困窮人江町内
施行錢割サメ文代
右同所借屋十九軒
施行錢シマメマ舟文代
但軒別工舟文代
右同所丁代へ錢工舟文
錢サ舟文ツ、合力錢セヅセ
舟文代
下役兩人垣外番毫人江
錢サ舟文ツ、合力錢セヅセ
舟文代
家守へ心付金舟疋代
山本町借屋九軒へ
施行錢ウヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心付金舟疋代
一、九拾壹匁六分式厘
一、五拾贰匁壹分八厘
右同所借屋拾四軒江
施行錢シツヅ文代
但軒別イメ文ツ、^(官)
家守江心附金舟疋代

内	(一貫四百二十文六分六厘) イノゾ舟七分力、マ入カリ	元方持抱屋鋪分
	(二貫四百四十文五分五厘) セメソ舟ツシサ、サ入セリ	御持分右同断
	(二貫百文六分五厘) セメソ舟セシツ、カ入サリ	大坂店持右同断
	(八百二十文八分二厘) 舟セシツ、イ入	新田分
		出入方之分
一、三郷町々并町人自分志有之惣会所へ差出候分、同所張紙	一、錢五千貫文 玉水町	堂鳴新地三丁目
二書記出候分左之通	一、錢五千貫文 玉水町	堂鳴新地三丁目
	一、錢三千貫文 米屋平右衛門	堂鳴新地北町
	一、錢千五百貫文 辰巳屋	高嶋町
	一、錢千五百貫文 久左衛門	大和屋龟吉
	一、錢千貫文 上田三郎左衛門	旅籠町
	一、錢六百 買瓦町 壱丁目	町人壱人
	一、百貫文 堂嶋船大工町	内エシツ文町人之内壱人
	一、五百貫文 山田屋五兵衛	南久太郎町堺筋
	一、五百貫文 同中壱丁目	外屋伝兵衛
	一、百貫文 木屋兵助	堂嶋裏町
	一、武拾貫文 淡路町壱丁目	同町
	一、武拾貫文 吉野屋町	同町
	一、武拾貫文 天満屋庄兵衛	同中町
	一、五拾貫文 阿波屋与市	曾根崎新地
	一、五拾貫文 南久太郎町	百貫町
	一、七拾貫文 白子町	阿波屋与市
	一、七拾貫文 有馬町	同町

右之外追々惣会所へ差出候分委鋪不相知候
 惣会所ニおろて御割渡被下候所左之通
 五月廿一日
 瓢数壱軒二付鳥目舟文ツ、御渡被遣候、尤困窮人
 書出し高余り多人數二相聞得候間、猶又得与相糺、
 極々困窮もの斗来ル廿五日迄書出候様被仰渡候、
 此瓢数人数共不相知候
 右之通被仰渡廿五日書上候ものへ廿八日左之通
 瓢数壱軒二付鳥目百文
 人別壱人ニ 同百四拾八文ツ、
 譬者壱人住之ものハ 弐百四拾八文
 弐人住之者者 四百文

三人住之ものハ 五百四拾八文

其余ハ右ニ准し人別壱人二百四拾八文ツ、相増候事

右之通於惣会所相渡り候、尤年寄町代罷出請取帰り候事
一、天明八年申三月四日於東御役所去未年困窮人へ施行致候
ものへ御褒美被下置候處左之通

一、銀武枚宛 壱町中江 一、金三百疋迄不^同

大坂町人并近
郷之もの三十
有之

壹人

右從江戸表御下地之趣を以御褒美被下置候段兩御奉行様御
立会ニ而被仰渡候、尤町々年寄月行司其外町人近郷之もの
何れ蔑麻上下着罷出候、鴻池上田辰巳屋加嶋屋米平などハ
金マ舟疋^(三百)ツ、被下置候由致伝承候事

